

## 平成27年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成27年12月13日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第56号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第57号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第58号 南宗谷消防組合理約の一部を変更する規約について

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君  | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君  | 4番 宮崎泰宗君  |
| 5番 細谷久雄君  | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |          |        |
|----------|--------|
| 町 長      | 小林生吉君  |
| 教 育 長    | 田邊彰宏君  |
| 総務課長     | 遠藤義一君  |
| 総務課参事    | 長尾 享君  |
| 総務課主幹    | 野露みゆき君 |
| 総務課主幹    | 工藤正勝君  |
| 総務課主幹    | 庵 日鶴君  |
| 総務課主幹    | 笹原 等君  |
| 産業建設課長   | 中原直樹君  |
| 産業建設課技術長 | 山内 功君  |

産業建設課参事	平 中 敏 志 君
農業委員会会長	森 川 健 一 君
産業建設課参事	藤 田 徹 君
産業建設課主幹	永 田 剛 君
産業建設課主幹	千 葉 靖 宏 君
産業建設課主幹	土 屋 順 一 君
保健福祉課長	矢 上 裕 寛 君
保健福祉課参事	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国保病院事務長	小 林 嘉 仁 君
自動車学校長	大 川 勝 弘 君
こども館次長	遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、星川さん、1番、佐藤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告を申し上げます。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の開催日程など議会の運営に関する事項及び議長の諮問事項に関し、12月1日及び12月3日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月13日から12月14日までの2日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりとする。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員であり、質問内容の重複は見られない。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第53号から第55号はいきいきふるさと常任委員会に付託し、本定例会中に審査を終了する。

5、閉会中の郵送陳情の取り扱いについて、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いとしたが、発議者はなく、議長預かりとした。

6、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センター旧教育長室に設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月13日から12月14日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月13日から12月14日までの2日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私が11月11日、東京渋谷のNHKホールで開催された第59回町村議会議長全国大会及び第40回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席いたしました。詳細につきましては別紙報告書のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。なお、全国大会前日の11月10日には宗谷、オホーツク議長会共催で武部新衆議院議員との意見交換会があり、参加してまいりました。議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、定期監査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第14回変更報告につきましては、お手元に配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいたさせます。

佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 南宗谷衛生施設組合議会報告をさせていただきます。

平成27年12月13日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、東海林繁幸、佐藤奈緒。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

- 1、会議名、平成27年第3回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。
- 2、日時、平成27年11月30日（会期1日）午前10時開議。
- 3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。
- 4、出席議員、東海林議員、佐藤議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号 平成26年度南宗谷衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、翌年度繰越額は1億1,215万8,000円になった。議案第1号、議案第2号 工事請負契約の変更については一括議題とし、議案第1号の汚泥再生処理施設復旧工事（繰越）を既契約金額1億800万円から変更契約金額9,219万1,200円に、議案第2号の汚泥再生処理施設復旧工事を

既契約金額 8,850万6,000円から変更契約金額 7,990万2,180円にそれぞれ変更した。議案第3号 平成27年度南宗谷衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算について、既定の歳入歳出予算の総額 7億8,300万円にそれぞれ 1億833万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8億9,133万円とした。

以上です。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、常任委員長からいただきます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） おはようございます。いきいきふるさと常任委員会の所管事務調査報告を行います。3件にわたりますので、それぞれ1件ずつ報告いたします。

まず、1件目につきましては、特別養護老人ホームの改修についての視察でございます。本委員会は、第3回定例会議決の閉会中の継続調査として所管事務調査を実施いたしました。その結果を次のとおり報告いたします。

調査事項、特別養護老人ホーム長寿園増改修事業について。

調査方法、先進地視察及び事務調査。

調査の期間、平成27年10月27日及び11月17日。

場所、10月27日、先進地視察は厚真町の社会福祉法人北海道厚真福祉会を視察させていただきました。11月17日については、事務調査を議場で行っております。

調査の結果を申し上げます。社会福祉法人南宗谷福祉会が平成28年から30年に計画している特別養護老人ホーム長寿園増改修事業について、既存の55床＋ショートステイ1床の合計56床から55床＋ショートステイ5床の合計60床に増改修する事業費全額を町費による助成で実施することから、施設整備、運営について比較検討を行うため、先進地視察と参考人として特別養護老人ホーム長寿園、水澤清二氏の出席を求めて事務調査を実施したものであります。

#### 【意見】

①、国の認可や介護職員、待機者がゼロである利用者確保の困難性から、現在の増改修計画はやむを得ないと判断するが、将来的には「福祉のまち」を標榜する町の人口減少対策として増床を目指し、利用者、職員の増を図るべきである。

②、介護職員の確保について、早急に修学資金制度など条件整備をすべきである。

以上でございます。

2件目につきましては、本委員会は所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、（1）、地方版総合戦略について、（2）、ピンネシリ温泉の運営について。調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成27年11月17日。

場所、議場。

調査の結果、（１）、地方版総合戦略について、骨子案は了承するが、継続調査として、具体的な戦略事業の協議・検討を実施する。（２）、ピンネシリ温泉の運営について、４月から９月までの経営実績では昨年度同期から宿泊者の減少はあるが、経営黒字を維持している。継続調査として、今後運営、施設整備について町、観光開発株式会社役員との協議を実施する。

以上でございます。

３件目は、本委員会は所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、（１）、こども・子育て支援事業に係る条例改正等について、（２）、平成２６年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、（３）、第７期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成２６年度事業分）について、（４）、総合戦略について。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成２７年１２月７日。

場所、議場。

調査の結果、（１）、こども・子育て支援事業に係る条例改正等について、第４回定例会の提出議案であることから、本会議での審議の円滑化を図るため、説明及び質疑を行いました。（２）、平成２６年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、説明により了承いたしました。（３）、第７期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成２６年度事業分）について、説明により了承いたしました。（４）、総合戦略について、人口ビジョンにおけるアンケート調査からみる町民の意識、中頓別町総合戦略（案）について、説明により了承したものであります。

#### 【意見】

（４）、総合戦略について、４つの基本目標について特化できる内容を具体的に表示できるように、又は制度化するなど、前進した内容になるよう努力すべきであるという意見を付けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第５、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第４回の定例会につきましては、時節柄何かとご多用の中招集をさせていただきましたところ、全議員の皆さんのご出席でご審議いただけるということで心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

私のほうから２点行政報告をさせていただきたいと思います。いずれにつきましても火

災事故による復旧に関するものであります。

1点は、中頓別町デイサービスセンター長寿園の復旧についてであります。デイサービスセンター長寿園の復旧については、12月28日完成予定で工事を進めております。なお、復旧費用の総額は1億1千230万円で、そのうち1億800万円、事業費の96.2%が保険で賄われ、430万円の差額が生じたところでありますけれども、そもそもこの分については火災保険の対象外の部分ということでありまして、対象となったものについては火災保険で賄われたということでもあります。復旧後はできるだけ早く新しいデイサービスセンターが利用できるよう、準備を進めているところであります。補足でありますけれども、年内に準備を進めて年明けすぐに再開できるような段取りで今進めているというところであります。

2点目は、南宗谷衛生施設組合汚泥再生処理施設の復旧に係る火災共済金等についてであります。平成27年1月19日午後11時37分頃、汚泥再生処理施設の「中濃度臭気ファン装置」から出火し、施設内部を焼失する事故が発生し、早期復旧に向けて改修工事を行い、今春の本格的な汚泥搬入時期に支障をきたすことなく復旧されたところであります。その後、火災共済の給付金に関して共済組合と鑑定士、主管町である浜頓別町等で協議した結果、最終的に認定された損害額に対し100%現金が給付され、構成町村からの新たな負担金は生じないということになりました。この件につきましては、11月30日に開催された南宗谷衛生施設組合臨時会において所要の決議がなされたところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第6、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点ほど質問させていただきます。私からは、きょうは冬期間の除雪に対する課題と対策と当町におけるいじめなど子供たちの現状について質問させていただきます。

それでは、まず1点目の冬期間の除雪に対する課題と対策についてお伺いをいたします。これから冬本番を迎えるが、我々北海道に住む者にとって冬の最大の悩みは除雪の問題です。冬期間の安全な通行の確保は町民生活にとって極めて重要であり、町なかの除雪の不

備は多くの町民、特にお年寄りの活動を制約しかねません。今後高齢化、過疎化が進む中で、自力で除雪できない高齢者、障がい者などへの対応を見据えた抜本的な町の除雪対策を立てる必要があると思いますが、見解を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の冬期間の除雪に関する課題と対策についてご答弁申し上げます。

町道等については、除雪計画に基づき、生活道路の確保、歩行者や車両通行の安全性を確保するため、降雪や道路状況に応じて適切な除雪に努めてまいりたいというふうに考えております。高齢者世帯等の除雪対策については、本年度も高齢者世帯等除雪支援事業、除雪サービスを社会福祉協議会に委託し、対応してまいります。除雪サービスの対象とならない世帯については、要望と状況把握に努めながら、高齢者事業団を中心とした除雪支援体制を整え、対応してまいりたいというふうに考えております。次年度以降につきましては、ことしの状況を踏まえ、除雪支援の改善を図り、体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして3点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目は、町道などの除排雪作業については除雪計画に基づき、降雪や道路状況に応じて適切な除排雪に努めていく方法らしいのですが、昨年度の除排雪作業における町民から寄せられている問い合わせや苦情はどのような内容であったのか、また行政としてどのような措置、対応をとられたのか伺います。

2点目は、本町の除排雪作業は冬期間の臨時職員の方が町の所有車を運転して行う直営の体制で行われているが、私が見る限りでは臨時職員のオペレーターも大分高齢化しているようにも見受けられます。今後オペレーターの高齢化に伴い、除排雪作業が年々困難な状況になることも考えられます。そこで、町として除雪に従事するオペレーターの若手育成、確保に今後どのように取り組んでいくのか。さらに、これは小林町長にお聞きしたいのですが、公共事業が減少する中、地域の建設業者が冬場でも十分に力を発揮できるように、今後新たな除雪体制として町の除排雪作業を民間に委託する考えがないのかも伺います。

3点目は、高齢者の除雪対策について伺います。小林町長は、本年4月の町長選挙に立候補し、町民皆さんの絶大なるご支援のもとで町政を預かることになりました。さらに、後援会活動においても各地区でお茶の間懇談会を開催し、今までの除排雪作業のあり方などについて地域住民や高齢者などからいろいろな悩み、課題などをお聞きになったと思います。さらに、平成27年度町政執行方針にも、保健医療福祉の充実と安全な暮らしの保障の中で、高齢者などの除雪サービスについては新たな仕組みを検討するとともに、町独自の事業の点検、見直しを図りつつ継続してまいりますと述べられておりました。しかし、

ただいまのご答弁の内容では、町政のかじ取り役がかわっても高齢者の除雪対策については昨年と何も変わりはないように私は見受けられます。これから迎える超高齢化社会に対すべく、高齢者を初め、地域住民が中頓別町で末永く安心して快適に暮らしていただけるような現実的な政策を私は望みます。そこで、伺います。小林町長が目指す新たな高齢者などの除雪サービスの仕組み、また町独自の事業の点検とは何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目の町民からの除雪に対する苦情とそれの対応ということでございますけれども、例えば大雪が降ったとき、暴風雪であったとき、そういったときには、除雪の時間帯というのは決められてはいるのだけれども、経路も決めてはいるのだけれども、どうしても除雪がおくれがちになってしまうというのが年に何回かはあります。そういったときに、まだ除雪が来ないのかだとか、勤務時間に間に合わないだとか、そういった問い合わせ等々というのはございますけれども、その件に関してはなかなか時間どおりに除雪ができないという実態もございますから、そういったときにはその旨を話してご理解をいただいているというところがございます。意外と町民の皆様はご理解いただいているのか、我慢していただいている部分もあるのかもしれませんが、町に対して除雪に対する苦情というのはそんなには多くはないです。そういったことでございます。

それと、除雪の臨時職員の関係でございますけれども、今9名のオペレーターで除雪をして、1名は職員で8名が臨時職員でございますけれども、8名のうち65歳以上が4名、50歳代後半が1名、40歳代が3名という内訳になっておりまして、議員が言われるようにオペレーターも高齢化しておりまして、この先この方たちがいつまでオペレーターとして働いていただけるものなのかというのは正直わかりません。それで、今後オペレーターの育成ということでございますけれども、これも毎年毎年募集をかけているのですけれども、確保するのがなかなか大変な状況であります。そういったことで、オペレーターの確保ということについては今後も苦勞するだろうというふうに思います。町で何がしかの育成方法を考えるといっても、それもまた難しい話でございますから、議員から町長に対して質問があった将来的に近い将来、民間委託も含めてやっぱり考えていかざるを得ないのかなというふうに私は思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからご質問のあった点についてご答弁申し上げたいと思います。

今除雪の民間委託の話につきましては、オペレーターの確保の困難性から委託を検討していかざるを得ない状況であるという担当課長の答弁がありましたけれども、以前にも検討した際には、どうしても今よりも大幅に除雪に係る経費が上がる課題がありました。町としても、サービスは維持しつつも、できるだけその費用を抑えて考えていくということ

もあわせて検討していく必要があるという認識であります。もちろん民間委託についても今後の直営についてもあわせて検討していくという中で、費用対効果が高い選択肢を模索していくべきだというのが私の考え方であります。

それと、高齢者の除雪の対応でありますけれども、今年度も担当課、社会福祉協議会にも対応についていろいろ協議をしてもらっています。その中で、町独自でやってきている高齢者世帯等の除雪支援事業につきましてはこれまでどおりということでありまして、その対象にならない方たちに対して、除雪を求められてもそれに対応できるというところがなかったところがあります。これに関して、今年度からはまず高齢者事業団の中で体制を構築していただいて、手作業の除雪だとかを含めて対応できるような形にもらっているというところでありまして、抜本的なところで高齢者が安心して暮らしていける地域づくりのためにという視点からのご質問でありますけれども、これにつきましては新年度に向けて、社会福祉協議会と協議の上で地域福祉、人的な体制も含めて力を入れていきたいという考え方で今検討してもらっております。この中で、社協や、それからまた自治会などとも相談をさせていただきながら、地域の中の支え合いということを基本とした体制を構築していけないかというところで、そういう体制を28年度の冬期に向かっては構築を図っていきたいという考え方であるところでありまして。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を受けまして2点ほど再々質問させていただきます。

まず、1点目は、私は高齢者世帯などの除雪対策については保健福祉や社会福祉協議会などの支援体制も必要なことだと思うのですが、これはやっぱり町全体で行政全体で考えるべきではないかと思えます。そこで、伺いますが、産業建設課で冬期間の間臨時に雇用しているオペレーターなどの臨時職員を、毎日雪が降るわけではないのだと思うのですが、町の除排雪がないときに保健福祉とかそういうところと連絡をとり合って、高齢者宅の屋根の雪おろしや、リース会社から小型のバックホーなどを借りてきて高齢者などの窓の下の雪の除排雪などを行うことができないのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

2点目は、国道、道道、町道の交差点の除排雪について伺います。最近除雪を民間の業者に依頼している世帯がふえていますが、除雪した雪を交差点付近に運び、堆積している民間の除雪業者が見受けられる。特に安川商店の跡地、町の駐車場のところですか、あそここの交差点は道道の除排雪も月に1回ぐらい行っているのですが、雪が降ればすぐ山になって危険な状態になるのが現状です。特に昨年は、春先に雪が積もり、町道側の交差点の車線が1車線しかとれず、町で交差点除雪を行ったが、排雪が終わってすぐに、誰かわからないけれども、雪を捨てているのが現状でありました。平成27年11月25日発行の広報なかとんべつでは、除排雪についてのお願ということで、車道や歩道に雪を捨てないでください。中頓別町の冬は、積雪のために道路の幅が大変狭くなります。車道

や歩道に雪を捨てたり出したりすると交通の障害となり、歩行者は大変危険な状態となります。道路上への雪捨ては事故を誘発することとなりますので、絶対にしないでくださいと書いています。私の会社でも道道の除排雪作業を請け負って、私もオペレーターとして早朝からタイヤショベルに乗ることがたまにありますけれども、降雪時に交差点に堆積した雪で大変苦勞しているときもあります。私は、民間の除雪業者の方も町なかの住宅の除雪した雪の置き場所には大変苦勞していると思います。私は、置くなどと言わないが、しかし交差点の見通しが悪くなり、車両同士の事故、または子供たち、高齢者たちの事故が起きる危険性がある場合には、各自常識のある範囲内で交差点を排雪するなど、何かしらの措置をとってもらうのが普通ではないかと思うのですけれども、町の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1点目の高齢者世帯に対する除雪の対応の関係でございますけれども、確かに町の除雪の臨時職員については、除雪業務ですから、降雪状況に応じてはいわゆる手待ち時間というのは、それは発生はしてきますけれども、その年、その年によって違いますけれども、そんなにいつもそういった日があるわけではないです。仮に除排雪をしなくても、車の点検等々もございまして、何よりも除排雪業務を担っている方たちの業務内容について言えば、単純に比較はできませんけれども、国道だとか道道の除雪と比べて町道の除雪が楽だとは決して言えないというふうに思っております。1台当たりの稼働時間だとか除雪距離数を見ても2倍とか3倍ぐらいになっているのも実態でございますから、そういった中で業務を担っていただいているということでございます。それと、そもそも議員がおっしゃるようなそういった内容を含めた雇用条件とはなっていないということもございまして。先ほど町長のほうから答弁がありましたけれども、今後次年度以降どのような対応をしていくのかということについて検討するというところでございますから、そういったことが本当に入れられるかどうかも含めて高齢者世帯に対する除雪の対応については町内部で検討していくものというふうに思います。

それと、町道の交差点の除雪の関係でございます。確かに議員がおっしゃられるように毎年毎年民間の除雪の事業者をお願いする件数がふえてきているのだろうというふうに思っております。旬報でも議員がおっしゃられたようなお願いをしてきておりますし、また交差点だとか道路に捨てないよということ民間業者にもお願いをしてきている経緯もございまして、実態として交差点に雪がどっさりとなってしまうという実態もございまして。そこで、町としては、通常の交差点の除排雪については通常の除雪だとか排雪時期以外に必要なに応じて今までも行ってきておりますけれども、それもいつもできる話ではございませんけれども、ただ町有地だとか空き地について、民間の事業者だけではなくて個人の方も捨てておられる方もいるのだろうというふうに思っております。誰がどこにどれだけ投げているかというのはなかなか把握でき切れないというのもあって、なかなか難しい問題となっている実態があるものですから、議員のご指摘もされてきているのだろうというふうに思いますけれども、これらの問題については実際どういった方法

がよいのか、課題解決に向けてどういったことをしていくべきなのか、町としてもさらに考えていって対応していかなければならない課題の一つだという認識は持っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後に、ことしも雪が生活道路に影響を及ぼす時期となりますが、除雪は我が町にとって福祉そのものであると私は思います。町なかの除雪の不備は、多くのお年寄り、町民の生活を抑制しかねません。障がい者にとってはハードな負担となります。除雪や排雪が行き届き、路面の整備をきちんとやってほしいと多くの町民は願っていますので、降雪時には町として全力を挙げて、町民の皆さんの生活を阻害しないよう、地域住民が安心して住める環境づくりに努めていただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、当町におけるいじめなど子供たちの現状についてという題で伺います。子供は、一人一人がさまざまな個性、資質や能力、夢を持ったかけがえのない存在です。1980年代に小中学校が荒れたときに教師が力で子供たちを押さえ込んだが、それは結局真の解決にはならず、問題を深く沈み込ませることになり、全国各地でいじめによる悲惨な事象が多発しています。いじめられていると親や教師に話すことは、自尊心を低下させることにもなるため、なかなか話す生徒はいない。特に中学生は、ちくすることも嫌いだという感覚が強いようです。そこで、本町における小中学生のいじめの現状を教育委員会としてどのように把握し、対応しているのか、子供たちの現状を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの細谷議員の質問について答弁させていただきます。

子供は、未来からの留学生であり、宝であり、希望でもあります。岩手県矢巾町の事案のように、学校がいじめと認識せず、組織的な対応が行われない事案は決してあってはならないというふうに認識しております。本町では、ほぼ毎月、教育委員会に小学校、中学校から児童生徒の状況について報告があります。教育委員会では、定例の教育委員会議でこの内容を報告しています。小学校は、児童が遊んでいるときのトラブル、友人間の陰口や言葉遣い、自分の感情が抑えられない等に係る記述があります。中学校は、生徒に学校で嫌な思いをしたことがあるか、ないか、自分に対していじめはあると感じるか、嫌な思いをしたときどうしたか、誰に相談しますか、最近いじめられたり嫌なことをされている人を見た、聞いたことがあるか、ないか、自由記述欄等の質問項目がある学校生活状況把握アンケートを実施しています。現在のところ小学校、中学校ともにいじめられている、いじめと認知した児童生徒の報告はありません。また、教育局に報告するいじめの把握のためのアンケート調査が2回実施されています。1回目、小中とも6月に実施されましたが、この調査においては中学校で持ち物を隠されたりいたずらされたりするいじめが1件報告されております。この事案は、早期に解消しております。小学校では、いじめられて

いる児童の報告はありませんでした。なお、2回目の調査ですけれども、小学校は11月、中学校は10月に実施しておりますが、この調査においては小中ともにいじめられている児童生徒の報告はありませんでした。

いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で生活する場合、しばしば発生することがあると私は認識しております。したがって、小中学校においていじめが発生することは自然でもあります。初期段階のいじめは、児童生徒たちだけで解決に至ることもあり、大人が適切にかかわりながら、自分たちだけで解決する力を身につけさせることも大切であろうと思います。一方で、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要と認識しています。今後も小中学校のいじめ防止基本方針にのっとり、組織としていじめの未然防止、早期発見、早期解消に取り組み、適切な相談など児童生徒の実態把握に努めるよう指導してまいります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を受けまして3点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目は、文部科学省が10月27日、2014年度における小中高のいじめについて、その調査結果を発表しました。もともとは6月の時点で既に集計が済んでいたが、7月に岩手県矢巾町立の中学校で男子生徒がいじめを苦に自殺したと見られる事案が起きたため、文部科学省が全国の教育委員会に再調査を示していました。いじめの認知件数は、小中高で約18万8,000件に達し、これは6月の時点よりも3万件多く、昨年度よりも約2,000件上回るようになったそうです。いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶つ未来ある子供たちが後を絶たない重い事実、私は大変心が痛みます。いじめを防ぐためには、全ての学校の教員が、保護者が連携し、取り組むことが必要であると思いますが、より実効性のあるいじめ防止対策を進めるために、いじめ撲滅に向けた社会全体の機運を高めるとともに、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たすことも重要であると考えます。そこで、伺いますが、ただいまのご答弁で今後も小中学校のいじめ防止基本方針にのっとり指導してまいりますと述べられましたが、北海道では平成26年4月1日から北海道いじめ防止などに関する条例、第1章第1条から第9章第54条まで制定されたが、中頓別町教育委員会として独自の条例があるのか、またないのであれば今後条例の制定は考えておられるのか、まず1点目を伺います。

2点目は、学校生活状況把握アンケートや教育委員会に報告するいじめの把握のためのアンケート調査を小中学校で2回実施されているようだが、私はこのアンケート調査の結果でいじめの参考にはなるが、実際はいじめの実態の把握にはかなり難しいところがあると思います。いじめられている側には先生に話したことでますますいじめがひどくならどうしようとか、誰にも知られたくない、親に心配させたくないという気持ちが働き、本当のことを書く子供がいるのかどうか、ちょっと不安です。ましてや、いじめている側

はいじめをしているなど書く子供はいないでしょう。そこで、現在小中学校においていじめが多発している中で、いじめが教師や学校に見つけれない原因には何があるのか、教育長に見解を伺います。

3点目は、学校の先生は毎日の授業準備に加えて、学級活動や学年集会、児童会、生徒会活動、部活動の指導、行事の準備などをしながら、遅くまで学校に残り、報告文などの作成にとりかかっているのが現実だと私は思います。先生方が過度な仕事をこなし、生徒への指導に不安や不十分さを感じながら子供たちと向き合わざるを得ない状況、さらに先生が忙し過ぎて生徒一人一人の状況を把握できないことは、いじめの早期発見の妨げになっているのではないかと私は思うが、教育長の見解を伺いたい。さらに、いじめの問題を学校全体の問題として捉え、サポートする体制が中頓別町の小中学校にはあるのかどうかも伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 最初の質問ですけれども、独自条例はあるのか、ないのか、制定を考えているのかということだったと思いますけれども、小学校、中学校のいじめの防止基本方針についてはこちらのほうで理解しておりますけれども、教育委員会のほうでこの条例をつくっているのかどうか、それから条例についての考えについては、私のほうでこの部分については残念ながら勉強しておりませんので、この回答については今ここでは適切な回答は出てまいりません。

それから、2つ目のほうのいじめが見つけれない原因について何があるのかというご質問でございますけれども、これについてはこれだという明確なものはなかなか難しいものがあるかと思っておりますけれども、第1には担任の先生と児童生徒との信頼関係というか、担任の先生がどこまで一人一人、それをしっかりと見ているか、そこに尽きると思っています。幸いなことと言ったら変なのですけれども、小学校、中学校ともに担任が見ている生徒は、中学校で最大18人ですけれども、小学校の場合は10人前後ということになりまして、このぐらいの人数でありますと担任は朝の会で子供の顔を見ると大体どういう状況かというのは見えてくると思っています。これが最大の把握事項であろうかと思うのですけれども、見つけれない原因というのは、学校の中あるいは学校の外、極めて難しいとは思っておりますけれども、端的に言えば子供が先生にいじめがあるということを訴えない、また逆に担任のほうも生徒の微妙な変化を見つけることができない、このあたりではないかなというふうに思っておりますけれども、明確にその原因は何だということになりますと、これだというものはなかなか出てまいりません。

それから、3つ目の先生が遅くまで残っているということで、独自の状況把握ができていないのかということなのですけれども、確におっしゃるとおり2回のアンケート調査と小学校、中学校で、特に中学校でやっている学校生活状況アンケート調査、これは同じものかという若干違うものがあるかと思っております。いじめのアンケート調査は、ずばりいじめについてのことを聞いています。中学校の生活状況把握アンケートについては、こ

れはもう少し具体的な内容ということになっていまして、中学生がそのままの状況で回答するということになっています。むしろこちらのほうが把握はしやすいというふうに私は思っています。1回目のものについても、学校生活状況把握アンケートの記述、これに基づいてアンケート調査のほうにいじめ云々という記述があったというふうに私は理解をしています。それから、小学校のほうについては、これについては前の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、やはり担任による把握、これが一番だと思います。ただ、小学校低学年の場合はけんかのような事案もないわけではないわけですし、その部分については苦しい状況もあろうかと思えますけれども、答弁書に書いてありますように、児童が遊んでいるときのトラブル、それから友人間の陰口や言葉遣い、自分の感情云々ということで、細かな部分まで担任のほうは把握しているというふうに私は理解をしております。

それから、4点目の学校全体の対応ということで、質問の内容がちょっとずれるかもしれませんが、組織として対応しているという点ですけれども、これは小学校、中学校ともに担任だけで抱え込むということはありません。小学校の場合は、必ず何かあったら教頭に連絡が行く、教頭のほうで学校全体の児童の様子を1枚のペーパーにして、職員会議で全体の共通理解にしているというふうに聞いています。中学校については、学校生活状況把握アンケートがそれぞれの学年から出てまいりますけれども、これも3学年の状況が理解できるペーパーにまとめられていまして、これについても教職員で共通理解をして、なおかつ中学校の場合はこのアンケートの結果について保護者のほうにも周知しているというふうに私のほうは理解をしております。学校全体で組織的に対応するという点では、今のところは申し分ない状況ではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 1点目の関係ですけれども、私のほうからも答弁といいますか、今の状況についてお知らせをしておきたいと思えます。

町として、町教委としてということですが、条例化はされておられません。北海道あるいは他府県、他の自治体において地域ぐるみでいじめを防止していこう、なくそうというふうなことでの取り組みがされていることについては、教育委員会としても把握をしております。今後条例化がいいのか、それらの地域ぐるみでどうしていこうかというふうなことについては、教育委員会としても議論を重ねていくというふうなことになるのではないかなというふうに認識をしております。そういう状況にあるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

北海道新聞、11月6日金曜日版、名古屋市で市立中学校の1年生の男子生徒12歳がいじめを受けたと遺書に書いて自殺した問題、また11月17日火曜日版には、北海道札幌市でもいじめで中1退学、札幌の市立中学校、学校、事実を認め謝罪と書かれていまし

た。内容は、札幌市内の市立中学校で1年生の男子生徒12歳が複数の同級生から無料通信アプリラインで殺すぞ、死ねとメッセージを送られるなどのいじめを受けた結果、10月末に退学したことがわかった。同校の校長によると、男子生徒へのいじめが始まったのは6月ごろ、同じクラスの複数人からラインで脅迫のメッセージを送られたほか、たたかれたり、言葉による嫌がらせを受けたという。その後男子生徒からいじめを打ち明けられた担任は、いじめを主導した男子生徒らを注意したが、いじめはとまらなかった。その結果、男子生徒は9月中旬に不登校となり、男子生徒の母親が同校に相談、同校は担任や生徒からの聞き取りでいじめを確認し、中心人物の男子生徒を1週間の自宅謹慎と処分したほか、複数の生徒に注意したと書いてありました。さらに、母親は10月中旬、いじめなどにより不眠などの症状が出ているとする男子生徒の診断書を同校にメールで郵送、同校は生徒の生命や身体に重大な被害が生じるいじめがあったと判断、男子生徒は10月に退学し、別の中学校に転校しました。校長は会見で、誠意を持って対応したが、届かなかった。学校のいたらなさを感じ、申しわけないと謝罪したと書かれておりました。そこで、教諭、校長経験も長く携わったことのある教育長に伺います。今回のこの事件は北海道札幌市の出来事ではありますが、中頓別町の小中学校でも起きないとは言えません。教育長として率直にどう受けとめられたのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 大変重たい質問をいただきました。私としては、札幌市の市立中学校で起こった事件でございますけれども、他人事とは思えませんでした。何回もこういうような事件が起こってしまう、繰り返されるということに大変遺憾といたしますか、大変残念な思いであります。中頓別町は、先ほども申し上げましたように現在のところはいじめられた、いじめられているというふうに認知されたというものは私のほうでは認識しておりませんが、先ほど申し上げましたようにこういうことがないようにとか、あってはならない、そういう認識のもとに小中学校の担任の先生あるいは管理職が一体となって、いじめはあってはならないというよりは許さないというようなスタンスでこれからも指導を継続していってもらいたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、最後に……

○議長（村山義明君） 細谷さん、3回目。

○5番（細谷久雄君） ちょっと最後に言うだけです。最後に、ちょっと教育長聞いてください。

（何事か呼ぶ者あり）

○5番（細谷久雄君） 質問はしないです。私の言いたいことを言うだけです。

私は、一番恐ろしいのは、いじめはいけないことだからあってはいけないと我々大人たちが事実から目をそむけ、見て見ぬふりをしてしまい、気づいてあげられないことだと思います。命まで脅かすような卑劣ないじめを決して許してはなりません。家庭、学校、行

政、地域全体でアンテナをしっかりと張り、子供がみずから命を絶つような悲劇が起きる前に食いとめる対策が必要であると感じます。一つの方法として、いじめを続けていた生徒や放置、助長した教員に対しても厳正な処分をとるということが今後必要になってくるのではないかと私は思います。

以上で私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で11時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 受け付け番号2番、議席番号3番の西浦でございます。それでは、私のほうから質問させていただきます。

職員の年齢構成等につきまして質問させていただきます。まず最初に、総合戦略も策定されて、これから人口減少対策など難題が多いと思うが、役場職員の年齢構成で一番仕事もやりこなせてバイタリティーのある30代から40代にかけての職員が少ないように思います。社会人枠で2名ほど採用はしているが、まだまだこの難題に立ち向かっていくには少ないと思います。今後も社会人枠として採用するお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員の年齢構成についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

職員の採用は、退職者の状況を踏まえて一定数を確保するだけでなく、組織として必要な人材を適切に配置するために計画的に行われなければならないというふうに考えています。その中で、職位や年齢のバランス、専門的な知識、技術を要する職員の確保と育成なども重要であり、社会人枠の採用については、こうした状況を踏まえて必要と判断すれば、今後も考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 私がちょっと調べてもらったところによりますと、職員80人のうち、20代の人数が14人、30代の方が6人、40代の方が23人、50代の方は37人という年齢構成になっております。それで、50代の方が一番多いわけですが、10年以内に職員としては退いていかれるということになり、これからの町を担っていくには大変厳しい状態にあるのではないかなと考えております。それで、再度町長に質問いたしますけれども、30代の方というのは大体20代前後で職員になりまして、働いてきて

知識やスキル等が一番わかってきた年齢で、これからさあ、やるぞという年齢で、町職員としては一番牽引力になるのではないかと考えております。町長、どうでしょうか、もう少し積極的なご回答をいただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおり、最も仕事に対する体力といいますか、持久力も含めて重要な世代だというふうに思っております。そこが少ないということについては、今の問題ももちろんありますけれども、さらにもう少し先の問題として考えていかなければならない要素もあるというふうに私は思っています。といいますのも、今役職でいいますと課長職で14名いるかと思えますけれども、大半が五十四、五歳から上という世代でありまして、これらの職員については今後多く退職していくことになりまして、それにかわって今の40代の職員がまさにそういう職位を務めていくということになったときに、今の非常に力を発揮している40代の職員に変わっていく層が今20代の職員、もう少しそれらに置きかわっていくには時間がかかるのではないかとこのように思っていますし、そういう中で組織としての力を落とさずに行政運営をしていくということは大きな課題だというふうに思っています。

その中で今社会人採用をしたら、新卒採用よりは間違いなく一人前というか、ある程度の仕事ができるのには時間はかからないかもしれませんが、かといって入ってすぐということにも当然ならず、これまで町としてもそういう経験をしてこなかったもので、ことし入った社会人の職員がどういうふうに今後力をつけて戦力になっていくかというところもやっぱり見ていく必要があるのではないかとこのように思っています。今ご指摘いただいている現状抱えている難題の対応につきましては、1つには例えば道や民間を含めて人材を必要な部署に派遣してもらおうとか、そういったようなことも含めて最大限今の地方創生、人口減少対策に対応していける体制を組んでいくということをやっていききたいというふうに考えています。それとあわせて、人材の採用関係についてもこの間の職員の採用状況だとか、今後人事評価も入ってきますので、そういったものを踏まえながら、少し時間をかけて戦略を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 最後になりますけれども、もう一点お伺いいたしたいと思います。

今の町長の前向きな考え方を聞いて私は少し安心したのですが、現在仕事しておられる職員について、私が考えますには一般事務的な仕事が結構多いのではないかとこのように考えています。それで、これから難題に向けた作業、企画立案する作業がなかなか進まないのではないかなど、こういうところは結構時間をかけて頭の中で考えながらやっていたらいけない作業ですけれども、一般的な事務仕事が多いということだとなかなかこの辺がうまくいかないというように私は考えております。それで、私は職員に対して外の新しい空気を吸ってほしいと。どういうことかといいますと、積極的に職員を研修会や、それから出張などをさせて勉強させてほしいと。私自身もいろんなところに出向

いて視察研修なんかをすると、やはり頭の中もリフレッシュして、いいアイデアが浮かんだり、刺激になって次の仕事に前向きに取り組めるようなことがあるかと思しますので、町長、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変貴重なご提案をいただいたというふうに思います。研修についても、本町は比較的というか、研修そのものについては積極的に取り組んできている町だというふうに思っています。ただ、どうしても法制執務能力とか、そういう基礎的なところがこれまでは多かったのかなというふうに思います。同じようにそういった研修を基礎に置きながらということになるとは思いますけれども、先進地、いろんな地域の実例を見たり、交流をしたりというようなことができるよう、そんな機会を積極的につくっていくように努力したいと思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 質問ではないのですが、私のほうから一言。先ほど言いましたように、今職員は80人を抱えております。町職員の頑張りが中頓別町の将来を左右すると言っても過言ではないと思います。なぜなら、これだけのスタッフを持っている職場というのは中頓別町には存在しないからです。どんどん新しいアイデアを民間に向かって発信してほしいと私は希望しております。それがやがて民間活力になって、町全体が活性していくのではないかと考えています。どうかこれからの活躍に期待して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで西浦さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、土地、建物、寄附したい物件の申し出を広く町民に呼びかけるべきということについて質問します。

8月に土地、建物を含めた寄附を受領し、10月には個人から土地の寄附を受領し、これだけで2件もの物件寄附を受領することになります。前町長の任期中、中頓別町行政は物件の寄附受領に対し消極的でありましたが、新体制の本町の行政は固定資産税収入を軽視し、町の有力法人と有力者が所有していた物件の寄附を優先していると言わざるを得ません。手放したい物件の需要を調査するため、広く土地や建物の寄附を呼びかけ、長きにわたり物件を所有している一般町民からの寄附についても平等に受け入れなければ払拭できない問題ではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の土地、建物、寄附したい物件の申し出を広く町民に呼びかけるべきというご質問についてのご答弁を申し上げます。

寄附につきましては、町が役立てていくために金銭や土地、家屋などの資産を譲って

ただくことであると理解しており、これに関する取り扱いにつきましては従前も今も変わらないというふうに認識しております。寄附採納の取り扱いにつきましては、10月に見直した中頓別町寄附採納事務取扱要綱に基づいて適切に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、寄附が資産の無料譲渡というのは、これは当たり前のことであって、理解がどうこうということではないと思います。それと、寄附取り扱いの認識は今も昔も変わらないとお答えいただいているにもかかわらず、その後すぐに寄附取り扱いについては10月に見直したということで、みずから前段の答弁を崩壊させてしまっているというふうに私は受け取りました。現に私は取り扱いやすく変わったのではないかと思うのですけれども、以前は物件といっても更地に限る、さらに事業性があって計画的な公共財産であるという審議会の内容だったと、私はそういうふうに認識をしているのですけれども、これを10月に、とにかく寄附については寄附採納審査会での判断次第ですと、これもなぜ審議会から審査会に変わったのか謎なのですけれども、また審査会を開く必要がない適用除外等も新しい要綱については多いというふうに感じます。これは、客観的視点を失ってしまったということではないですか。旧長寿園住宅の改修予算については、寄附取り扱いのずさんさが大きな理由となって一度否決をされていますけれども、事業性はありました。計画性はありませんけれども。その後10月に、はっきり申し上げますけれども、物件の寄附受領に消極的だった前町長が昨年購入したばかりの役場裏の更地の寄附を町が受けたと。これに関しては、前々回の常任委員会の合間に報告を受けましたが、事業性も計画性も理由もない。だから、こんなことができるようになったのですというふうに全町民に周知するべきではないかというふうに最初で質問しているわけなのですけれども、このご答弁では何も答えていないのと同じではないかなというふうに感じますので、その点を再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、寄附採納の取り扱い要綱の中で従前よりも寄附に対して緩い取り扱いとしたというような認識であるのかと思いますけれども、決してそのようなことではなく、取り扱いの基準をさらに明確にしたという認識で制度の改正をさせていただいたというふうに思っております。

それと、今回今お話のありました2つの寄附の関係、特に前段の寄附につきましては事務の取り扱い上の不備があって、議会にもご迷惑をかけましたけれども、もともと町としては住宅を何とか建てたいという中で、その物件の譲渡に関する協議をかけたところ、相手先から寄附をということでのお話になったというものであります。それと、後段の寄附につきましては、もともと本庁舎が建設される際に用地として取得しておくことが望ましいという考え方があった土地だというふうに思っております。今すぐそこに何か建物を建てるというようなことではありませんけれども、雪を捨てる場所というようなことも含め、

将来的には今離れたところに分散している車庫や、あるいは老朽化している書庫などを役場の近くに移設することを考えていくべき時期も来るのではないかというふうに思っております。そういう意味では、将来における有用性ということ踏まえ、寄附を受け入れることについては適当なのではないかというふうに判断したということになるかというふうに思っております。町としては、町にとって有用な活用が図られる、そういうものについてはもちろん寄附を受けていきたいというふうに考えておりますし、その取得に伴って管理に費用がかかったりとか、そういったような資産等についてはお受けしない場合もあるというのが今の取り扱いになっているというふうに認識しています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のお答えで、要綱に関しては町長のご答弁のように以前より明確になっているというふうには思います。ただ、明確になったからこそそう思うのかも少しいけないけれども、前よりも甘くなっているのか緩くなっていないということは、ちょっと納得できないなというふうに思うのですけれども、その点と、あとこれからも問題のないものであれば多分受けられるということだと思っております。だから、中にはいろんな事情があって受けられないものもあると、それは当然あると思っております。要綱も同じようかどうか、変わっていますけれども、あるわけですから。ただ、考え方とか制度が明確になりましたというところを周知されないのですかというふうに私はずっと聞いているわけなのですけれども、特別されなくても既に一般質問として全戸配布されているわけですから、皆さんは認識される場所だと思っておりますけれども、その点もどうかと思っております。

あと、今のお答えで、長寿園の住宅に関してはこちらからお願いしたことであるということは従前からわかっていますけれども、役場裏の土地に関しては今のところは雪捨て場というのはわかります。今まで人のものだったわけで、町が排雪してはいけないとか、しにくいという部分もあったと思っております。だから、そういうことで更地を活用できるのであれば、決して役場裏の土地だけではなくて、ほかにも飛び地になっただけでも更地はその周辺の雪捨て場として活用できると思っております。ただ、もう一点おっしゃられた車庫というのは、購入費としてこの役場の土地が出たときも話はあったのです。私が思うのは、今ゆめくらぶのほうに集中していますか、役場から近いのですけれども、歩いてすぐ行けますけれども、これも前はもうちょっと違う場所にあったのです。ほんの少し動かした。私は動かした金額とかは正確に知らないのですけれども、かなり大金がかかったのではないかなと思っております。一回移動させているのに、また役場の裏に持ってきたらまたお金がかかるわけですね。つまり私は無駄な経費に税金をかけてしまうことになるのではないかなというふうに思うので、それはよくお考えになっていただきたいなというふうに思うのです。

町民に対する周知というのは行政が特別これからされる必要もないとは思っておりますけれども、その要綱の内容についても何か解せない部分があるわけですね。その理由というのは、10月の見直しに一番あるのではないかなと思っております。前町長からの寄附採納願

というのは、10月7日に出されていたにもかかわらず、10月14日に臨時会をやっているのです。否決された旧長寿園住宅に関する予算のときには、議会には何の説明もなかったのです。そのとき私は言ったのです。まさにこのことを予言するかのようにお伺いをしたのです。長寿園からこんな形で寄附を受けてしまったら、今後必ず不必要な土地が出てくると、私は特に今回の役場裏の土地について言っていたつもりなのですが、その時点では私には10月7日に採納願が出されていることはわかりませんから、これが初めてわかったのは11月17日、常任委員会で一月以上たってからの話なのです。もうこの時点では、はっきり言ったらそれを考えたら動き出していたと、更地の寄附の受領に関しても。そういうことで、それまでの経過を考えると説明ができなかったのかなというふうに感じてしまうのです。そして、その翌日の15日に要綱が作りかえられている。この2件の寄附に合わせて都合のいい要綱に定めてしまったのではないかとこの内容について解せないところなのです。それを後出しじゃんけんみたいな感じで後になって初めて表沙汰にするという、この理由は、今後同じような物件が出てきた場合の対応、恐らく町長は先ほどのご答弁で同じようなものに関しては多分受けられるのだと思うのですが、その辺が解せない部分でありますので、町民の皆さんが納得できるご説明を再度いただければなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご不信を買うような結果になったことについては、大変遺憾だというふうに思っています。ただ、私としては、前の要綱であれば更地の場合必ずしも審議会にかけなくてもよかったというところがあります。ただ、長寿園の南宗谷福祉会から寄附をいただいた土地、建物に関して9月の議会でああいうような議論がありましたので、今後そういう疑義を持たれることがないようにしたいと、ただひたすらその思いでこの要綱の見直しをやってもらって、今の形になっているということでもあります。それで、今言われている土地の取得につきましても、かつて購入の問題で議会で議論された経緯もありますので、これについてはしっかり審議会で審議をしてほしいというふうに指示をして、その結果受けてもいいのではないかとこの答申を得たので、取得に至ったというような経緯であるというふうに、決してそれらを正当化したり合法化したりするためということではなくて、寄附の採納の本旨に沿って適切に対応できるための対応をし、それにのっとってやらせてもらっているというふうにぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、ご心配いただいた車庫の移転の話は先ほどしましたけれども、今すぐとかというふうには全然考えていません。いずれあれらの建物が老朽化して、建てかえたり塗りかえたりするとかという時期が来る。何十年ももつわけではないというふうに思いますので、そういう先にはということでご理解をいただければというふうに思います。今このことを計画に上げてやろうという考えは持ってありません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長にご答弁いただいたように、寄附に関しては町民の皆さんに疑義を持たれないように、今は審査会というふうになっていると思うのですが、以前は更地とか普通財産であれば審議会を開かなくてもいいというような形ではありましたが、適用除外なんかも今はありますけれども、私はできる限り開いて客観的な視点、いろんな視点から物事を考えていただきたいなというふうに思います。

質問ではないのですが、住宅のほうとちょっと関係するかもしれないのですが、今一部で中頓別町行政は不動産業を始めたのかというような話を聞いたりしたこともあるのです。それは、ちゃんと伝わっていないのだろうと思うのだけれども、空き物件の情報提供ということだと思えるのです。これは自治体でやり始めていることだと思えるので、空き物件の情報提供については十分やる価値はあると思うのですが、余り深く入り込むとまたそれが新たな問題を生むことになるかもしれませんので、そういうこともぜひ適切に寄附の関係も含めてやっていっていただきたいなというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、2問目、物品納入の指名願を届け出制にということについて伺います。物品納入の指名願届け出は道や近隣町村でも実施されている制度であります。なぜ中頓別町では設けられていないのでしょうか。建設業の届け出制度はありますが、物品納入についてはその時々で指名に入ったり、入らなかったりと基準が曖昧であるというふうに感じます。町内において公明、公正な物品の納入を行う上ではもちろん、広域事業の入札や見積もりに参加するためにも早急な制度化が必要ではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 物品納入の指名願を届け出制にという質問についてご答弁を申し上げます。

本町の取り扱いも北海道等と同様で、物品購入の競争入札に参加しようとする者は中頓別町競争入札参加資格事務処理要綱に基づき、隔年で競争入札参加資格審査申請書を提出する必要があります。ただし、従前から物品を取り扱う町内の商店等については、少額の物件が多く、身分や納税状況等の把握ができることから、物品の資格審査申請書の提出は求めないという取り扱いをしてきたところであります。他の地方公共団体等の競争入札に参加しようとする場合については、当該地方公共団体等の資格審査申請書の提出をする必要があるということになります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、中頓別町競争入札参加資格事務処理要綱という入札制度があるか、ないかということをお伺いしているわけではありません。建設業では隔年で競争入札参加資格審査申請書を提出しているわけですから、その届け出制度があることは私も知っています。これが物品に関しても同様であるのに提出を求めないということは、制度化されていないのと同じではないですかというふうにお伺いをしています。申請をしていないということは、もしかしたら永久に指名されない可能性もあるかもしれないし、逆にずっと

指名し続けられている可能性もあるのではないですか。今の時代は、どこの事業所でも扱える品目というのは大変幅広いわけですので、申請を定期的に行っていないということはそういう状況が把握できないということになるのではないのでしょうか。義務化すれば、そんな疑問も生まれないと思います。

また、他の地方公共団体等というふうにお答えいただいているのですけれども、どこの市町村もやっぱり地元消費を大事にしているというふうに思いますので、自治体内の物品購入についても申請を義務化されているところが恐らく多いのではないかなと思うのですけれども、管内の状況などは把握をされておられるのでしょうか。また、町内にも関係機関があって、北海道に対して物品の申請をしている事業所というのはあると思うのですけれども、例えば共同出資している衛生施設組合、消防組合の中の各町村ではどうでしょうか。特に南宗谷消防組合では、100周年ということで新庁舎の設置などもあったかと思うのですけれども、両組合内での物品等の納入に関して格差はないのか。中頓別町というよりは、物品の指名を自治体でやっていないところというのは取り扱い状況を把握できていないということになるのではないのでしょうか、再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目の物品の指名願、町内の商店等については従前から提出を求めてきていないということで答弁してきておりますけれども、それでも一つ、この答弁書に書いてあります入札参加資格関係事務処理要綱とは別に、随意契約の場合については、少額工事等の場合、50万円以下ですけれども、少額工事事務取扱要領というものもございまして、随意契約による場合、町長が特に必要と認めたときは資格を有する者の名簿に登録された者以外の者を参加させ、または契約の相手方とすることができるといようなことで、物品についても適用させていると。ただ、要領ですから、例規集、例規サポートには掲載されておりませんが、こういったものもございまして、そういったものも含めて、先ほど町長のほうから答弁したように少額な物件等々が多いということもあって、町内の商店等からは入札参加資格申請書の提出は求めてこなかったということもございます。管内の状況でございますけれども、南宗谷でいくと浜頓別町、枝幸町、猿払村については町内の業者から指名願はもらっているということもございます。ただ、一般の建設業者だとか、町外から申請を受け付けている資格審査申請書の添付書類をそのまま適用してなくて、簡素化しているというようなところもございまして、もらっているということは聞いております。

それと、他の地方公共団体という言葉を使わせていただきましたけれども、申しわけないのですけれども、広域事業という意味が定かでなかったものですから、こういった表現にさせてもらったのですけれども、衛生施設組合だとか南宗谷消防組合で独自に入札参加資格申請書を受け付けて名簿に登録しているかというものについては確認しておりませんので、後で確認をいたしますけれども、仮に独自に申請を受け付けしていたとした場合には、特別地方公共団体の物件についてはそれぞれの団体に申請をしなければならないとい

うこととなります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 組合等については、伝え方が私も悪かったかもしれないので、今お答えいただきましたけれども、そういう場合には各自治体にそれぞれ指名願を出していなければということはそのとおりだと思うのです。枝幸町、浜頓別町、猿払村ですか、南宗谷でいうと簡素化していたりもするけれども、提出を求めているという、南宗谷でいっても中頓別町以外は皆さん求めているということですので、随意契約のお話もありましたけれども、義務化すれば基準がより明確になるというふうに思いますので、できれば義務化するか、しないかというところを明確なお答えをいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、基本的に物品納入の取り扱いに関しては公正、公平に取り扱うというのが大原則だというふうに思います。あわせて、町内で調達すべき物品については、基本的にできるだけ地元の消費拡大というか、購入機会を確保していくということがあわせて大事だというふうに思っています。それで、今お話のありましたある意味地元の商店の皆さんのために配慮してきたようなところがあって、かつ取り扱い品目などについても都度商工会とかに確認をして、ご案内する先に漏れないかというような配慮もしてきたというような経過があって今の形になっているかなというふうに思います。それで、義務化ということについて、当然そういった事務に対するご負担を各商店の皆さんにおかけすることにもなりますので、それが望ましいのはよくわかりますけれども、その負担を強いるということも考えなければいけないところとしてあるかなという思いがします。しないということではありませんけれども、このあたりにつきまして義務化した場合の課題等についてもまた商工会、商店関係の皆さんにもご意見を伺ったりしながら定めるようにしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 前向きなお答えをいただいたかなというふうに思います。しないというわけではないということで、先ほど課長のほうからもありましたけれども、簡素化でもして、中頓別町競争入札参加資格事務処理要綱とは別に、簡素化して事務処理なんかの手間も省きながら義務化してもいいと思いますし、する前に商工会だったり各事業所がどういうふうに思っているのかというのもいろいろ調査なんかもしながらやるのがベストだと思いますので、ぜひそのように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、3問目、町営住宅等の管理について伺います。中頓別町では、自身の職場とは異なる職員住宅に長く入居せざるを得ない住宅事情があります。現在新たな共同住宅が建設されており、住宅難は解消されるというふうに思います。しかし、看護師住宅と農協住宅では入居者が限定され、定住促進住宅でも3LDKの間取りは独身には向かず、家賃

が4万円では家賃補助がない町民には大きな負担であり、果たしてここ数年の住宅建設によって住宅格差が解消されていると言えるのでしょうか。また、町住宅でありながら設置条例等が制定されておらず、一度も公に入居者募集が行われていない住宅もありますが、管理と入居選考に問題はないのでしょうか。住宅建設以前に、住民に対し平等な財産管理と計画的な既存住宅整備を優先すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町営住宅等の管理についてご答弁を申し上げます。

看護師住宅や定住促進住宅等の建設によって住宅不足は緩和されるものと思われませんが、各事業所において新規採用等の予定もあることから、転入時期等で希望する住宅に入居できない場合も考えられます。本町の住宅事情から、公営住宅にも所得の高い方が高額の家賃で入居していますが、民間アパートや定住促進団地等の建設によって公営住宅からの住みかえもあり、公営住宅への本来階層の方の入居がふえるものと思われるところであります。現在普通財産の町有住宅として管理している住宅で旧農業高校教職員住宅については、町職員住宅が不足している事情から町職員等を入居させていますが、今後教職員住宅や病院職員住宅以外の町職員住宅については廃止し、町職員住宅を含めた普通財産の町有住宅の使用に関する取り扱いについても整備していくこととしたいと考えております。今後も本町の住宅事情を踏まえ、公営住宅等の適切な管理と民間アパートを含めた賃貸住宅の整備を推進していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、今のご答弁についてなのですが、教職員住宅と病院住宅以外の町職員住宅を廃止するという点についてなのですが、教職員に限らず、転勤によって増減が少ない期間というのはほかにもあって、今住んでいるところに次の人がというようにある程度確保されているのかなというふうに思います。教職員住宅も実際建設されてふえていますし、ただ基本的に転勤というものが同じ町職員でありながら、今建設されている病院住宅なんかはその名のおりで、なぜ病院以外の町職員住宅を廃止するということになるのか。先ほどの質問と重なりますが、町職員住宅として定義されていないにもかかわらず、入居者が一度も募集されたことのない普通財産というのがあるのは問題ではないですかと、これは以前にお伺いしたことでもありますが、既に町職員住宅として設置されている住宅についても廃止するというをおっしゃっているのか、だとしたらそれはなぜか。ここ数年は毎年のように新卒等を採用されていますが、最低限の住宅の確保というのは普通で考えたら必要なのではないかなというふうに思うのですが、それとも病院職員以外の職員住宅に関する定義というのはもともと存在しないのか、その辺をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員住宅を廃止したいという考え方は、町職員が優先して入居される住宅があったり、あるいは地域のほかの住民の方が負担している家賃、それよりも安

く入居できるような、そういう職員であることによる町民に対する不公平さというか、それをなくすべきだという考え方に基づいたところでありまして、新規採用を含めた職員の住宅数としては町全体としてしっかり確保して行って、町民の皆さんと同じような入居条件、入居に関する費用を負担して入居するという基本的な考え方に立っていきたいということでもありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の町長のご答弁は、よくわかりました。住宅格差なんかも今あるものを考えた上でのお考えであるということで、素晴らしいというふうに思います。ただ、新しい住宅を建設されていますけれども、結局のところ不利になったりしているかもしれないですけれども、低所得者のための住宅というものを積極的に建てているということではないですね。住宅がふえればということはあると思うのですけれども、自然にそういうところが住みかえであいたらいいなど、ちょっと他力本願的な住宅建設が続いているのかなというふうを感じることもあります。所得の格差というのは間違いなくあって、それに見合った住宅をというふうによく行政のほうも言われると思うのですけれども、所得が少なくても最低限の居住環境はやっぱり整えるべきではないかなというふうに思います。これも人口減の要因になり得ているのかなというふうに感じます。

いつも明確なお答えいただけていないなというふうを感じるのですけれども、生活排水なんかもそうです。市街地内でも水洗化されていない住宅、これは入居者が、今住んでいる方が皆さんいらっしやらなくなったら、結局最終的に全部壊すのですか。少しずつ解体が進んでいるわけですが、そんな中でいったら、実は今残っている住宅より新しい住宅だったのに解体撤去されたものもあるというふうなことも聞いたことがあるのですけれども、また地区によってはそういうところがあると思うのですけれども、水洗化されていてもボイラーや浴槽が初めからは設置をされていないと、結局入るときに自分でつけなければいけないというような住宅もあります。このような住宅の今後についていかがお考えか、ぜひこういうところも考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目の住宅の格差、低所得者のための住宅についての関係でありますけれども、すぐさま住宅に困窮した低所得者のための公営住宅を整備していくということには、財政的なものも含めて、それと管理戸数をまたふやしていくということにはなり得ないのかなと、難しいのかなというふうに思っております。そういったことから、現在公営住宅に入居している例えば看護師であるだとか、教職員であるだとか、もしくは公営住宅に本来入居できない所得階層の方々も多く入居しておりますから、そういったことを含めて、看護師住宅の建設だとか、定住促進住宅等の整備を進めてきたわけでありまして、それらの住宅ができれば、議員もおっしゃっていましたが、強制的にという話にはなりませんけれども、公営住宅から新しくできた住宅に住みかえをす

ると、したいという方も出てくるのかなというふうに思っております。公営住宅について言えば、中には7万円以上、8万円以上、それらの家賃を払っている方も4名ほどですか、1LDKでも4万円、5万円だとか、2LDKでも6万円だとか、そういった家賃を払っている人たちが二十数名おられるのです。ただ、定住促進住宅はその人たちのためにつくるわけではございませんけれども、その人たちの受け皿にもなり得る住宅だということで、そういったことを進めていけば、ある程度の緩和にはつながっていくのかなと。所得の低い方が公営住宅に住む機会もふえるのかなというふうに思っているところであります。

それと、あかね団地の非水洗化の古いところについては、現在入居者が二十数名おられます。1棟4戸に1人だとか、2人だとか、そういった形で入居されておるところが大半でございまして、一昨年策定した公営住宅等長寿命化計画では、あかね団地の建てかえを優先して進めるということで、計画では平成30年からということにしております。具体的には今後建てかえ基本計画等を策定しながら進めていくこととなりますけれども、そういった住宅については入居者の理解を求めながら建てかえを進めていくべきだろうというふうに思っているところです。それと、浴槽がない、給湯ボイラーがない、確かにございます。全部合わせると80件近くになるのかなというふうに思っておりますけれども、これらの住宅についてはほとんどが築50年近いだとか、40年以上だとか、そういった住宅なのです。これは、ありがたいといえはありがたいのですけれども、多くの入居者の方々については10年以上だとか、もしくは20年、中には30年以上住まわれている方が大半なのです。そういった中で、仮に給湯ボイラーを取りかえますよと言ったとしても、あと何年使っていけるのかという問題もございますから、いつということは言えないまでも、そういった老朽化した住宅については建てかえを計画するだとか、もしくはことし行っている定住促進住宅的な住宅の整備も含めて考えて、中頓別町としての住宅政策としてどういったものが望ましいのかということをとータルで検討していくべきだろうというふうには思っています。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうから若干ご答弁をさせていただきたいというふうに思いますけれども、これから中頓別町が人口減少対策に取り組んでいく上でも住宅環境というのは非常に重要なものであるということをいろんな分野の方からご意見をいただいております、そこは大事な施策というふうに考えています。ただ、課長からも答弁あったように、公営住宅をふやすということではなく、公営住宅にかわる民間住宅、さっき宮崎議員がおっしゃったのはこれに低所得者が入るには家賃が高いと、この問題はあわせて民間住宅の建設に向かう方向に考えていく必要があるのではないかと。つまり民間アパートであっても所得によっては一定の家賃で入居できると、町としては建設時の民間アパートに対する補助と入居者が一定の所得の場合については家賃に対する補助、これは移住してきたときとかに期間をどうするかとか、年齢をどうするかとか、いろんなことを考える余地があると思いますけれども、そういったことも含めて受け入れ時、中頓別町に移住すると

きに住宅のことが課題にならないようなきめ細かな対応ができるような、そういう制度をあわせて考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

もう一つは、長く入居されている方たちも、その間のリフォームとかはやっぱり行き届かないので、大変我慢されて入居されているという実情も随分ご意見をいただいているところでありまして、比較的新しいものは補助制度を活用してリフォームが可能なのですけれども、それを越えたものの対応というのがなかなか難しいし、できていないと。この辺についてはもう少しきめ細かな対応ができないかということも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今課長も町長も、お二人のお答えをいただいたのですが、水洗化されていないとか、もともとボイラー、浴槽がついていなかったような住宅に長く住んでいらっしゃる方というのは、ある程度そういうことを納得していただいている方が多いのかなというふうに思うのですが、そういう住宅に若い人なんかは住宅がなくて入ることがあるので、ぜひそういったことも考えて、低所得者に優しい住宅であったり優しい町であることもあわせて考えていただきたいなというふうに思います。

この質問については以上です。

○議長（村山義明君） 一般質問の途中ですけれども、昼食のため議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、4問目の市街地にも道の駅をということで伺います。

中頓別町の道の駅は敏音知地区で運営されておりますが、市街地に道の駅を設置した場合の経済効果等は検証されてきたのでしょうか。現に市街地に設置している自治体は多く、歩いていける利便性と需要に合わせた営業によるにぎわいを感じるところであります。最近では、道の駅だけでなく、まちの駅、山の駅、川の駅など、自治体の特色等に特化した無料休憩案内所が誕生し始めています。中頓別銘菓などの土産品はもちろん、農産物や生活必需品なども町内から取りそろえ、高齢者にも利用しやすい第2の道の駅を市街地に設けてはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 市街地にも道の駅をというご質問に答弁したいと思います。

道の駅ピンネシリは、平成8年に設置され、現在は中頓別町観光協会が主体となって運

営を行っており、平成26年度の入り込み客数は4万5,713名で、運営に係る経費は1,328万3,000円となっております。他の自治体でまちの駅等を設置していることは把握しておりますが、本町の市街地に設置した場合の経済効果等を算定したことはありません。道の駅ピンネシリと同様の施設を町内に複数設置しても、来訪者の競合を招くとともに、設置工事費や施設の維持管理費が増加することなどが懸念されるところです。利用者の利便性の向上と本町をPRする窓口として位置づけをより強く打ち出すとともに、敏音知地区にある他の施設等との運営方法の検討を図り、既存施設の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まちの駅等を設置した場合の経済効果を算定したことはないということですが、その点についてまずもってそういうことでいいのかどうか。これは、まちの駅がどうこうということではなくて、行政の姿勢とか考え方の問題だと思うのですが、どんなことであってもそういうものがあると把握している以上はチャレンジした場合を仮定して算定してみるべきではないですか。そうでないとなかなか進歩というのではないというふうに思います。可能性があるのではとわかったら、それは進歩ですし、難しいとわかることも進歩だというふうに思います。進歩できない思考にあるのかなというふうに感じてしまうところなのですが、今後その点を算定してみるのか、しないのかということもこのご答弁からは見えなかったのですが、私は新築を想定しているわけではないので、市街地の施設を活用した場合として算定してみようと思うか、算定しないのか、その点いかがか、まず1点。

それと、まちの駅のことを伺っているのですが、この検証ということについては、自治体に1つという道の駅がもし市街地に設置されていたらという算定はされていないのかという意味合いのほうが当初の質問では強かったのですが、平成8年当時はどうだったか、今はどうか。決して敏音知地区に設置しなければならないということではなかったと思いますので、もともとスキー場、乗り物、遊具、スポーツなどができる寿地区もあるわけですが、今も昔も道の駅に関しての検証というのはこの点についてされていないのか、これが1点です。

また、同様の施設を設置すると競合を招くというのはちょっと残念なのですが、いかにも行政的というか、行政の中でもちょっと古い考えかなというふうに思います。民間的発想がちょっと薄いかなというふうに残念に思うのですが、同様の施設がふえた場合に招かれるのは、競合ではなくて私は競争だと思います。商売は競争であって、今行政は積極的に商売を考える時代になってきていると思うのです。こういうふうにご答弁をいただきながら、中頓別町行政は逆に競合を招いているということもある。例えば温泉で大赤字を出しながら、今は違いますが、何年かそういうときがありました。そういう状況の中で銭湯の復活に補助をしたとか、これは多少のニーズの違いというのは、当時の町長なんか私に質問してお答えいただいていたのですが、多少のニーズの違い

いはありますけれども、同じ公衆浴場であることに変わりはない。その点どういうふうにお考えになるのか、今お答えいただいているところでいうと競合を招くような形をとっている部分も行政はあるのではないかなど。私は、競争という点ではそれはいいことだと思うのですけれども、その点もいかがかが1点。

だから、競合というのは逆なのですということなのですから、同様の施設が少なければ少ないほど逆に競合が生まれると。例えばですけれども、この町の施設が利用者のニーズに応えられるキャバを持っていないければ、利用者はどこに行きますか、町外に行ってしまうのではないかなと思うのです。例えば大型バスがたくさん寄ってくれた場合の道の駅のトイレの数、トイレ内の個室数であったりとか、たくさんお買い物をしてくれる消費に対応する飲食スペースだったり、カウンターだったり、レジの数だったり。これも例えばの話ですけれども、中頓別町に飲食店が1軒しかなかったら、その店はいつも混んでいて景気がいいように見えるかもしれないけれども、店の予約がとれなかった人、入れない人というのは外へ行ってしまうわけです。つまり同様の施設が少ないということは、中頓別町全体の経済効果としては大損をしているということになると思います。そういう点について、きょうまでのことを悔やむのは私は無駄なことだと思いますので、先へ進むしかないわけですから、当然検証はしていただきたいなど、その上でお互いに、私もまだまだ未熟ですので、行政も一緒にこれからそういうことを勉強していかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、その点再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、経過に関してですけれども、設置当時に道の駅の場所が敏音知地区がいいのか、ほかの場所がいいのかということについて幾つかの代替案と比較してというふうにしたという記憶はちょっとなくて、今の私の記憶の範囲ということです。もともとが敏音知地区における山村振興計画等を踏まえて、その中でどういう振興、発展をしていくかというところの中に道の駅があったらいいのではないかなというような議論の順番だったのだらうなというふうには想像しています。

このたびのご質問に関して、先ほど答弁したように、大変申しわけありませんけれども、現状でこれに関しての検証はしていないということです。ただ、今後について算定しないとか考えないということを答弁したつもりはなくて、1つには町内の公共施設の有効活用とか、道の駅そのものはどちらかというと町外の方のご利用が多いのかもしれませんが、町内の人の利用する施設を含めて今後の公共施設のありようなどを再編を含めて考えていく必要があるのではないかなというふうには思っています。そういう中で、こういった機能を持った施設が新たに機能として誕生することがあり得ないというふうには考えていません。今となればなかなかそういうことにはならないのかもしれませんが、旧開発の車庫があった場所、専念寺さんの向かい、あそこがあいた当時は、バスターミナルもかねてからほかの町村からは町なかを経由することに関して見直してほしいというような意見があったり、あと歯医者も老朽化しているので、そういう建てかえなど、あのところ

に移す。その際に、当時公の議論にはなっていませんけれども、まちの駅のような、そういう機能を持った空間を創造していくということもあり得るのではないかというような話があったこともありまして、私自身もそういう可能性というのは検証されていいのかなというふうにむしろ思っています。競合とかの問題もありましたけれども、あるからできないという答弁ではなくて、そういう問題も懸念されますねという、そういうことを含めた検討が必要ではないのかという意味でお答えしたつもりでありますので、そのようにご理解をいただければというふうに思います。おっしゃるとおり、複数あることで相乗効果として効果を発揮するという可能性は十分あると思いますし、道の駅そのものも一つの町に1個しか置けないというわけではないということも開発のほうからも聞いておりますので、道の駅なのか、まちの駅なのか、いろんな可能性があると思いますけれども、そういうことは検討するに十分値するという認識でいることをご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のご答弁に対して再度質問というのは特別なのですけれども、今町長からお話があったように、例えばの話ですけれども、国道沿いの今花壇がある場所、あれはもう4年ぐらい前になりますかね、私が今のような立場にならせてもらって最初に今の町長とお話をして質問させていただいた記憶があるのですけれども、決して花壇が悪いというわけではなくて、当時その活用方法がなかなか選択肢がなかったというのがあると思うのですけれども、あそこなんかは国道沿いであって場所もよくて、大々的に道の駅みたいなものでなくても、野菜なんかの直売所であったりとか、そういった経済効果があるようなもので、また花に囲まれているということも当然ありだと思いますし、また既存の施設でも例えば郷土資料館とか、バスターミナルなんかもそうでしょうけれども、町民センター、ゆめくらぶ、ふだんびっちり利用されないようなところもあるので、そういうところも、経費の面から考えると既存の施設を使うこともいいと思うので、ぜひ前向きに検証とご検討をいただけたらなというふうに思います。

私の一般質問については以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受け付け番号4番、議席番号2番、長谷川でございます。私からは平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について質問させていただきます。

中小だより11月号にて、平成27年度全国学力・学習状況調査結果について公表がありました。また、各メディアでも全国、全道、管内の結果が掲載され、その中身について周知したところではありますが、学力については全道平均以上の項目も多く、先生各位の努力と児童の理解力や考えて答えを導き出す力が養われていると高く評価いたします。しかしながら、学習、生活の状況では芳しくない結果が並んでおります。特にテレビやゲームに3時間以上割く児童の割合が高いという結果は、非現実映像への過度な接触が成長過程における障害となることが報告され、自分の気持ちを伝える言葉やほかの人の気持ちを

感じる力の発達のおくれにつながり、人間として生きるために必要な力が育たないと考えられています。この問題は、各家庭内における生活習慣の改善が第一であると考えますが、行政としてのかかわり方、改善に向けた施策について教育長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について答弁いたします。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございますけれども、小学校は国語B、これは主に活用の結果といたしますか、活用力を見るテストになります。国語Bが全国平均以上。国語A、これは主に知識を見るテストです。国語A、算数A、Bが全道平均以上、理科が全道平均以下となりました。中学校は、国語Bと理科が全国平均以上、国語A、数学A、Bが全道平均以下となりました。各学校の平均正答率を全国の平均正答率で割り、100倍した数値、これは簡単に言いますとパーセントになりますけれども、この数値がレーダーチャートとして道教委のホームページに公表されています。中学校は参加生徒数が9名と少なく、生徒が特定されるおそれがあるため、教科のデータは公表されていませんが、生徒質問紙調査でありますとか分析、学力向上策については公表されています。

ご指摘のとおり、小学校、中学校ともに平日に平均1時間から2時間以上学習する児童生徒の割合が全国平均よりも低く、家庭学習の習慣が十分に身につけていない状況です。また、小学校、中学校ともにテレビやDVD、ゲームをする時間が全国平均よりも高く、生活習慣の改善が必要と認識しています。家庭内での生活習慣の改善は、早寝、早起き、朝御飯が何よりも大切であると私は考えています。そして、①、学習時間を確保すること、②、生活のリズム等を整えること、③、家族で過ごす時間を大切にすること、④、約束事を守ること等、当たり前のことを続けることで質の高い当たり前のことが生まれ、生活習慣の改善となり、健全な成長につながるのではないかと私は認識をしております。そのためには、小学校では放課後や休日の過ごし方等を具体的に記録した生活リズムチェックシートの作成や家庭学習で学習したマイノートの提出、中学校では現在実施されていますけれども、一日の生活の流れを記載したプランシートの活用など、各学校で児童生徒一人一人の生活状況を把握する必要があると考えます。校長会、教頭会でゲームやテレビを見る時間が減少し、生活にメリハリがつく取り組みについて協議を行い、実践していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、①、学習時間を確保すること、②、生活リズムを整えること、この2点についてですが、去る12月4日、北海道新聞朝刊で、文部科学省のモデル校として管内の稚内市の稚内中学校で土曜授業が行われているという記事を目にいたしました。その中で、土曜授業が行われることで生活が規則正しくなった、テレビやゲームの時間が減った、家庭学習時間がふえるなど平日の過ごし方も改善したなど、とても

いいことが書かれております。また、そのことが保護者にも好評であり、来年は市内5つの中学校に拡大するという内容の記事でしたが、我が町での土曜授業のメリット、デメリットを含めた可能性についてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいま議員のほうからご指摘のありました新聞記事については、私もここに持っておりました。土曜日授業については、小学校、中学校ともに来年度から何日間か数回実施する予定でございます。その内容につきましては、各学校で今検討していますけれども、基本的には授業を行ってもらうことになります。ただ、授業だけではなくて、新聞にあったような取り組みができるかどうかまではまだ定かではございませんけれども、学芸会でありますとか運動会の行事の練習、あるいは授業参観日等に活用するのかなというふうに考えております。土曜日授業は、来年度から小学校で6回程度、中学校で若干多くなるかもしれませんが、そのぐらひは年間指導計画の中で実施してもらう予定でおります。ただ、土曜日授業を行って、議員がご指摘のように学習をする時間が確保されて生活のリズムが整えられるか、まだそこまでは何とも言えない部分がありますけれども、ぜひそのようになるように土曜日授業を方向性として検討していただけたらといいますか、そちらのほうに持っていけるのであれば、それは大変素晴らしいことではないかなというふうに考えます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 私の質問は、これで再々質問はございませんが、私は10月、11月、通学路にも当たる町道で工事を行っておりました。仕事をしていると平日は必ず小中学生の通学時間にぶつかります。仕事場では、中頓別町民はもとより、ほかのまちからも作業員として私と一緒に働いている仲間がおります。ほかのまちから来られている作業員から見た中頓別町を少し説明させていただきますと、中頓別町はすばらしいね、感心するわとよく聞きます。何がと私が聞くと、この町の子供も大人もとても朗らかだと言うのです。何より挨拶をしてくれると言うのです。このことは、私にとってはごく当たり前のことでしたが、この町が誇れるとてもよいことだと改めて認識しております。挨拶運動が定着し、地域に根づいた結果であります。挨拶は多くの社会で人間関係を円滑にする上で使用されていることでもありますから、既に社会性が培われているということにもなります。コミュニケーション能力にたけ、協調性を育み、どこに出しても恥ずかしくない児童生徒に既になっているということでもあります。あと10日前後で学校は冬休みに入りますが、寒いから、雪が降っているからという理由で家の中に閉じこもりがちになることなく、健全な心と体を児童生徒が自発的につくっていただきたく希望し、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで長谷川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 受け付け番号5番、議席番号1番、佐藤です。私からは、「町長がおじゃまします」の開催について質問したいと思います。

以前は集落ごと、町内会ごとに行われていたものがこのたびの開催は3集落一まとめ、2町内から6町内一まとめでした。

そこで、①、お邪魔しますなのだから、地域の都合や事情に合わせて多くの人が出席しやすい開催を工夫すべきと考えるが、いかがでしょうか。

②、「町長がおじゃまします」のほかにどんな方法で町民の意見や考えの把握に努めようとしているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 佐藤議員の「町長がおじゃまします」の開催についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、「町長がおじゃまします」の開催に当たりましては、全ての自治会様に対し開催の有無や開催方法について文書にて通知をさせていただき、自治会の要望に合わせて開催をしているというところであります。したがって、町としては全ての自治会と個別に実施する考えを持っておりますので、今後も各自治会の意向を踏まえて実施してまいりたいというふうに考えております。

2点目でありますけれども、「町長がおじゃまします」のほかに、町内における産業団体等との懇談会の開催や各種団体等からの要請により懇談会を開催する機会を持つというふうに考えております。少人数でありましても私とお話をさせていただくというご希望がございましたら、日程を調整して可能な限りそれに対応していくという考え方に立っているところでもあります。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 今回小林町長になられて初めての「町長がおじゃまします」の開催だったと思うのですが、以前の「町長がおじゃまします」からもそうですが、女性の参加が少ないように見受けられます。そこで、町長にお伺いいたします。女性は、家事や育児と休みがありません。もっと女性が参加しやすいような時間、場所の開催を工夫すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 本当におっしゃるとおりというふうに私も感じていまして、今回の初めての懇談会におきましても9割ぐらいはやっぱり男性だったというふうに思います。今までのやり方の中により多くの女性をとということになるのか、ならないのか、その辺は自治会の皆さんの声のかけ方というのものもあるのかもしれないと思います。ただ、そうであればということかもしれませんけれども、女性だけとかというようなことも含めて、私としてはより多くの女性の皆さんのご意見を聞く機会を設けたいという思いでありますので、やり方などについてはどういうやり方がいいかはこれからの検討になりますけれども、そういう機会を多く持つように努力をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 私の質問はこれで終わらせていただきますが、中頓別町というのは女性の意見を言ったり、また女性の意見を聞く場がすごく少ないと感じています。なので、先ほどの答弁でも町長も今後女性の意見を聞く場をできるだけ持ちたいというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひそういう時間や場をたくさん持っていただき、町に女性の意見をどんどん上げていって町政に役立てていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで佐藤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号6番、議席番号7番、星川です。それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

それでは、「町長がおじゃまします」、これはパートツーかな、題名はダブっておりますけれども、中身は若干捉え方が変わっておりますので、質問させていただきます。各団体等との懇談会も今回開催されました。その中で、町長の考え、思いと町民の意識に開きが相当あったのでなかりかなと私は思っております。それは、私の小頓別で開催されたとき、そこしか私は出席はしておりませんが、そのときに出席した町民からの意見と町長の思っている考えがちょっと開きがあるのかなということを実感して、このような質問をさせてもらっております。その中で町民からの意見、要望をどのように捉えたのか。また、その意見の中で平成28年度の予算に取り入れるものがあるのかお伺いします。また、その中で意見を出されたところで、例えば公営住宅の修理、修繕、それから農業者、商工業者の後継者に対する支援なども要望と意見が出されたのではなかりかなと思いますので、あわせて答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） それでは、星川議員の「町長がおじゃまします」に関する質問に対してご答弁を申し上げたいと思います。

今回の懇談会で出されました意見、要望については、率直に受けとめるべきというふうに考えております。議員がおっしゃるように、私の考え、思いと町民の皆さんの開きがあったのであれば、それを埋めていくということが私としては大事だというふうに思いますので、そういうご意見を含め、率直な対応を図っていきたいというふうに思います。例の中でございましたところでもありますけれども、公営住宅につきましては長寿化計画に基づき修繕、改善を行っていくこととしており、関係する予算は新年度に予算計上することとしております。長寿化計画以外の修繕に関しては、調査を行った上で必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。農業、商工業における助成制度や後継者支援対策に関しては、現在関係者との意見交換等を実施している段階でありまして、今後できるだけ早い時期に提案できるように進めてまいりたいというふうに考えております。また、

人口減少対策に関して子ども・子育て支援、若者のパートナー対策、6次産業化、観光振興や既存公共施設の活用などさまざまなご意見をいただいております。総合戦略に生かして取り組んでいきたいというふうに考えております。その他身近な課題等につきましては、その都度できるだけ速やかな解決を図っていきたいというふうに考えて対処してきたところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、本来であればこの町長の答弁で私は納得するところなのです。でも、せめて再質問だけはさせてもらいたいと思ひまして、私の考えもあわせて聞いてもらいたいと思ひます。小頓別でいえば公営住宅のことです。それが主に出されていたのではなからうかと思ひます。その中で、住宅はやっぱり町民に対して、みんなそうですけれども、憩いの場なのです。その団らんする場が雨漏りした、風が入ってくる、それでは余りにも行政として情けないのかなど。それも何回も何回もお願いしていても修理、修繕はしてくれないというのが大体のご意見だったのではなからうかと思ひます。そういうことを今後、答弁にもありましたけれども、早急に聞き取り調査をして、新しい住宅を建てるのもいいことです。町に住宅がないから、なかなかほかから移住するというのもないのですけれども、私は新しい人よりも古い人間、この町に生まれ育った人を大事にしてもらいたいというのが一番のお願いです。今まで町を支えてくれた人方なのです。その人方のことも大事に、今後聞き取りをして早急に修理、修繕もしてやってもらいたい。それにはやっぱり多額の費用もかかるでしょう、それは町が負担するのはもちろんです。でも、そこで町民に言いたいのは、自分の家ですので、確かに家賃を出しているとは言いますが、できる限りのことは自分でもやってもらいたい。行政にお願いすることだけでなく、そこら辺は行政と町民が今後話し合いをしながら、それは自治会も含めてです。そういう場を持って協議してもらいたいと思ひますので、そういうことも町長はあわせて考えてもらえばどうかなと思ひます。

それと、農業者、商業者に対しての後継者対策、支援対策、これは私も前々から思っていたことだし、前町長にもお願いしたことです。確かに新規就農される方々も大切な一つの企業です。農業は今離農していく方々が多い中で、新規就農も入れてコスト確保、生産力を維持していくというのも私たちの職業です。その中で、後継者からもいろいろと苦情があります。新規就農される方々はそれなりに恩恵があるからいいよなど。私たちは、若い後継者が親の仕事を継ぎ、町に貢献している姿を見ると、もう少し町のほうも、バックアップではないのですけれども、せめて増築、増頭に支援を向けていく。これは商業の方にもそうです。後継者がいれば店舗改築です。そして、消費者に対して安くていいものを提供するという努力もその中でのしょう。そうなれば、農業もそうですし、商業もそうです。頑張れば収入が上がる。上がればやっぱり町税もふえるのです。私は、それはメリットで町に対してもいいと思うのです。そのぐらゐの支援策を行政がもっと前向きに考えてもらえなということをお願いして、再質問とします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目の住宅の関係につきましては、新しく地域に移住される方はもちろんですが、現在住まわれている方にとっても住宅は本当に大事だと、住宅に関する政策は大事だというふうに思っております。最後、その方が退去された後、その後は取り壊す予定になっている住宅などもあり、それらも含めてどの範囲で維持修繕していくのかというところはなかなか悩ましいところがあるのが現実だと思いますけれども、議員におっしゃっていただいたように、その方にとっては本当に自分の家ということで、ご自分のできるところは協力をしていただく中でやれる、そういう仕組みがあれば本当にいいかなというふうに改めて思いました。この辺につきましては、古い住宅を修繕しないという考え方ではなく、適切な対応を図っていくように努力したいというふうに思います。住んでいる方をとにかく大事にするという考え方に立っていきたいというふうに思います。

それから、農業や商工業の支援対策について、今産業建設課のほうで素案をまとめつつありまして、今後関係団体の皆さんにもさらにそれらについてのご意見をいただいた上で、また新年度の予算化に向けて議会にもご審議をいただく機会をぜひ持っていただきたいなというふうに思っています。新規就農に限らずですが、新規就農、起業される場合と、それから後継者としてされる場合のももとの最初の条件がそれぞれどうなのかという問題もあるかなというふうに思いますけれども、それらについても業種だけではなくて、例えば同じ農家の中でも随分状況が違っているケースもあるというふうには思います。そういうことから、私自身も新規就農に限らず、あるいは商工業の新規参入とか起業される方に限らず、既存の農家、商工業者の方が議員がおっしゃるように何らかの増産とか新規事業の展開をするとか、そういったようなことを前提として新たな助成制度をつくっていくという方向に向かっていきたいという考え方でおりますので、改めてまた詳細についてはぜひさまざまなご意見をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） ただいまの町長の答弁でわかりました。産業建設課のほうは早く提案実施に向かって頑張ってもらいたいと思います。

それと、ここで町長にお願いですが、自治会を活用する、要するに小頓別であれば町有地である敷地内を私たち自治会で私が先頭になって雑草刈りを年に一、二回、広いところは私個人のトラクターを持って行って河川跡地なども刈っております。そういうこともありながら、各自治会に行政から、一つの例ですよ、年10万円でもいいですよ、その自治体に10万円くれて、その周りを行政にお願いするのではなくて自分たちで、その自治会で管理をする、そういうやり方を本来やってもらいたいのです。そのことを今後検討して、前向きに自治会を動かすというか、共存共栄です。我が町を自分で守ると、管理をする。そのような方策を今後考えてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは答弁は要りません。

それでは、2問目に入らせてもらいます。木質バイオマスの取り組みについてでございます。このことは、町長が課長職時代から私と結構やりとりをした問題であると思います。それでは、質問します。町有林の原木、間伐材や廃屋の解体材を活用した木質ペレット工場の新設に組み、公共施設の暖房、道の駅やピンネシリ温泉等を活用する考えはないかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 木質バイオマスの取り組みについてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

現在策定中の中頓別町総合戦略の中で、まき等の林地残材の利用促進や公共施設への木質バイオマスエネルギーの導入を重点施策に位置づけて、取り組みを進めていく方向で検討しております。また、総合戦略の先行型の取り組みとして新エネルギー導入事業を予算計上しており、今年度は新エネルギー導入検討会の設置、新エネルギーに関する講演会の開催を予定しているところであります。検討会については現時点では未設置でありますけれども、早急にこれを立ち上げて、今後の方向性等の検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

個人的でございますが、私は3年も前から、下川町、それと帯広の本別町にペレット工場があるのです。本別町の生産組合のところに私ども2回ほど……

（「足寄」と呼ぶ者あり）

○7番（星川三喜男君） 足寄町か、もとは割り箸工場をやっていた方なのですけれども、その方がそこで工場長をやっておられまして、その方がやっているところも2回ほど見させてもらいました。その町は、鉄工所でペレットストーブをつくっているのです。それも町が助成して、各家庭で使うときにはそれも助成するというような試行錯誤をして、公共施設はもちろんですが、町内にも今相当普及しているということなのです。そして、足寄町ですか、そこで木材会社とタイアップし、そしてできたペレットを輸送するにはそのの運送会社がまた協力するという、町ぐるみで取り組んでいるわけなのです。そこで、本町でもできないのかなと思いつつ、私も小頓別木材の社長、会長とも今まで数回話し合いをしてきたところでございますし、今は確かに燃料も灯油もちょっと安くなってきて、これはデメリットかなとは思いつつも、私有地を見れば強風で原木が結構倒れているのです。それと鹿、これで原木が、私たちの地域から中頓別まで来る間をそれなりに見てきたら結構な材積、一番もったいない。確かに売れば価値のある原木ですけれども、今は原木も安いということもありまして、それを利活用する方法の一つではないのかなと思いつつ、廃屋もペレット工場、ただ金をかけて投げるのではなくて、ただでそこに持ってこれると。そしたら建設業者も楽でないのかなと、一石二鳥ではないかなと思いつつ、早急に立ち上げなさいではないけれども、協議会を立ち上げて本当にいいか悪いかを検証すべきとき

に来ているのでなかろうかと思えます。ペレット工場も、個人的に言えば小頓別の廃校、これも活用できるのです。あの体育館がちょうどいい工場地なのです。というのは、そこにはグラウンドもあり、そこは要するに材料置き場です。あの廃校の跡を活用できる一つの機会でなかろうかなと、個人的には小頓別地域をよくするための質問でございますけれども、これは町にとっても一つの前向きな考え、総合戦略中頓別町版ではないけれども、魅力ある働く場があるまちづくり、そして安心して暮らせる町をつくるという基本目標は4点、すごくいいものがあります。でも、この中身がまだいまいちなのですからけれども、そういった一つ一つを積み重ねていくのが今の新町長の仕事ではなかろうかと思えますので、答弁願います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員におっしゃっていただいたように、この問題については職員の時にも何度も議員と意見を交わさせていただいたというふうに思っています。足寄町の施設は私も直接見に行ったことがございますし、あそこを見たときに真っ先に浮かんだのは、議員がおっしゃるように小頓別の廃校の跡の建物、大きさといい、何かびったりそのままみたいなどころがありまして、そういうイメージを持ったのを覚えております。前に新エネルギーの調査を行って、木質バイオマスの事業化ということができないかと考えたときに、最後に隘路になったのは原材料の確保というところだったかなと。足寄町のペレット工場でありますとたしか年間700トンぐらいの生産をする能力が、800トンかな、あって、700トンぐらいの生産をできれば当時の価格であれば十分採算がとれるだろうというようなお話を聞いていました。あそこは、おっしゃったように公共施設でその量の半分、役場とか保育所でしたか、そういうところで利用するということが整っているので、残りの半分以上を民間の需要で使ってもらえるようにペレットの普及をするというような、そういう取り組みだったと思います。一番大きかったのは、原木をあの手工場のところまで運ぶ仕組みでありまして、そこは森林組合であったり、国有林の事業の中でそこにコストがかからないような仕組みになっているというところが非常に大きかったというふうに思います。その辺本町の場合、その規模のペレット工場をという話にもしなかった場合は、稚内市とか、それも山の中から捨てられた材を持ってくるとかというぐらいの広さでないとなかなか確保が難しい。であれば、その規模の採算というのはなかなか難しいというようところで話が一旦進まなかったという経緯があるかなというふうに思います。

では、できない、やらないということになるのかということなのですからけれども、私としてはまずしっかり可能性を考えたいなというふうに思っています。一定量の公共施設がこれからも継続していく公共施設で、例えばどの施設でどれぐらいの燃料をたいていて、それをペレットに置きかえる場合にはどれぐらいの原材料と組み合わせればできるのかというようところから、実現可能な流れというか、そのあたりを見定めた上で、これは考えても採算という話にはなかなかならないのではないかなというふうには思いますけれども、採算がとれるというところとあわせて、例えば地元の燃料関係の取り扱いをされていると

ころの消費が置きかわってしまうというようなことも起こり得ますので、流通の中にそういう燃料店関係も一緒に入って地域を循環する経済として、そうすれば燃料店が外部から仕入れてきたものに支払う分を地域の中から買うなりとかということでのお金の流れが生まれたりもするのではないかというようなことも含めて、単純に採算性だけではなくて、地域における雇用の効果、それとあわせて木質エネルギーを使うことによって今言われている地球温暖化に対する町としてのCO<sub>2</sub>の削減であるとか、そういったような効果なども含めた可能性を先ほど答弁申し上げました検討会の中でも十分もんでいただいて、実現できる方向に向かって検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。町内にある石油を取り扱っている業者さんには大変ご迷惑かと思えますけれども、そこはそこでそれなりのことを考えて共存共栄していく。そこには、できればペレットを配送してもらうような仕事もスタンドにもやってもらうようなことも考えつつ、町内一丸となってこういうことを考えていくのも手でなかろうかと思えます。よろしく願いいたします。

これで一応終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時56分  
再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号7番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 6番、東海林が質問いたします。1点目は、地方創生にかかわる地方版総合戦略について伺います。

我が町の特性を生かした地方総合戦略計画については、検討委員会の審議を終え、確定の段階に入ってきました。この時期に、国は2015年度補正予算案に地方創生関連交付金を計上しようとしています。政府は、地方創生加速化交付金として地方版総合戦略に盛り込む政策のうち、特色や先駆性のある事業に充てるとしています。2015年度の地方創生先行型交付金の上乗せ交付分には本町は該当がなく、残念に思ってきたところであります。

そこで、本年度の加速化交付金に対応する考えはありますか。これは、10月に全国知事会に政府が示した案であります。約1,000億円と言われております。

もう一つは、本町の総合戦略における事業のうち、いろいろ事業を練っていらっしゃいますけれども、特色あるもの、先駆性をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員の地方創生にかかわる地方版総合戦略についてのご質問に答弁申し上げたいと思います。

中頓別町総合戦略の策定とあわせて、町としてこれまで地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型の採択を受けて、今年度はプレミアム商品券の発行事業、子育て世帯支援事業、地域青年交流の場設定事業、移住・定住促進事業、新エネルギー導入事業に取り組んできております。上乗せ交付分については、上記事業の積極的な推進を図ることとするため、申請には至りませんでした。今年度の国における補正予算による地方創生加速化交付金は、現在情報として得ているところでは広域、連携による事業に対する採択がポイントとなっており、さらに国も特色や先駆性のあるを優良事例として12月中に提示し、それに沿った事業を優先的に採択するとしています。中頓別町としては、間もなくまとめる予定の中頓別町総合戦略を踏まえ、地方創生加速化交付金、さらには平成28年度の新型交付金の採択に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

一番聞きたいのは、どんな事業をするのかということもさることながら、国が示しております特色ある事業、それから先駆性のある事業、この捉え方なのです。町として、本町としての特色、それからあっと驚くような先駆性、これに対応する用意はあるのかというところが聞きたいところなので、できれば具体的な事業名も、例えばということでもいいですから、示していただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今現在の総合戦略をまとめる段階で、具体的な事業を明確にするというところに至らないものが多いかなというふうに思っています。ただ、これはそもそもがここでいう先駆性や特色がある事業かどうかということではなく、中頓別町の将来における人口の減少を抑えて、持続していけるような地域にしていくということが主眼でありまして、その中で、ご承知と思いますけれども、1つには魅力ある働く場というものをつくっていかうと、この中では特に地域の基幹産業である酪農の生産性向上、そういったものに向かってしっかり取り組んでいくとか、あるいは子ども・子育ての環境をしっかりと整えていくとか、高齢者が安心して暮らし続けられるような町にしていくとか、そういったような考え方に対してしっかり総合的に施策を組み立てて進めると、そういう本来町としてそういったことに向かってしっかり取り組んでいきたいという、それが総合戦略の骨子になっていて、今までやってきた事業をさらに力強く進めていくというようなところがむしろ主になっているのだというふうに私は思っています。

本来であればそういった取り組みに対してしっかり国が支援をしていただきたいという思いでありますけれども、残念ながら今出されている今年度の補正の交付金についても、あるいは28年度の交付金についても、そういった取り組みに対して基礎的な配分をする

というような考え方には立たれていないというような情報であります。ほかの地域で取り組んでいる今回の上乘せ型で採択されたような事業を先駆事業として、同様な事業に取り組む場合については横出しという考え方で採択するというような考え方も示されているようでありますから、それらの情報、状況を確認しながら、今取り組もうとしている事業を、国が出す交付金についてはやっぱりもらえないよりはもらって取り組むほうが地域にとってはプラスだというふうに思いますから、それらの今考えている事業の中から組み立てとして工夫をしながら特色や先駆性を打ち出していけるものがないか、そういうものをしっかり検討していきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問になってしまうのですが、私もかつて企画関係課長を2回もやった経過があるのですが、行政計画ではユニークな発想に基づいた斬新なデザインがなかなか描けないという行政のネックがあることは事実なので、担当者としての思いつきだとか思いだとかが現実的に具体化できないもやもやとしたものがあることも感じながら私もかつてやってきましたけれども、今は政策室という形になっていますが、企画力というのは非常に大事で、これは1人の担当者の企画力ではどうにもならないので、やっぱりチームで当たらなければならないものだと思うのです。企画担当の者だけが企画を考えるのではなくて行政全体で、それぞれのセクションで職員はみんな頑張っているわけですから、中頓別町の特色に合った事業、中頓別町が誰にも先駆性があると思われる事業をみんなで考え出す努力を、一人一人の職員が感性を持って当たらなければならないと思うのです。

そこで、例えばきょうの一般質問にも宮崎議員からは、道の駅を2つつくりなさいという意味ではなくて、いろんな意味で町の中心部分を生かすようなことで青空市も兼ねたそういう催し物ができるような施設を、それから考え方によってはレストランを兼ねてもいいと思います。ただ、問題は販売するものがないとかというのです。だから、そこら辺、酪農が基幹産業ですといいながら、すぐ近くではソバを中心にやっているわけでしょう、幌加内町では。音威子府村でも相当つくっています。中頓別町でもつくっている方がいるわけです。きのうも聞いたら、非常にいいソバがことしはできたと。しかし、それは不作なものですから、不作だったけれども、質のいいものだけを選んで出したらみんな1等検だった。そういうようなことで、牧草ばかりつくっているのが農業ではないのです。そういう試みをやるのだから先駆性ということになるのではないですか。野菜だって、かつては露地栽培で何でもできたのです。皆さんは若いからわからないかもしれないけれども、スイカもごろごろなったのです。そういう時代を経て中頓別町は成り立っているのに、何でもべこだ、べこだと、べこの農家しかいなくなった。それでいて土地の能力というのは、まだまだそういうところをやる能力はあると思うのです、今の土地の状況からいうと。ですから、これは私の願いや思いでもありますけれども、どうかとらわれないでほしい。基幹産業は酪農だから、酪農だけ一生懸命やればいいというのではなくて、酪農のほかに

ここの町の特徴として何ができるかぐらいは考えてください。

星川議員のバイオマスもいいと思うのです。あれは一つの働く場の創造にもつながるし、同時にあれをやることによって除間伐ができるわけで、これは大事な山づくりなのです。除間伐をしない山はCO<sub>2</sub>の削減のカウントには入らないことは、町長も知っているでしょう。これをやらないと、実際に山があっても木が生えても生えっ放しでは本来どうしようもない。これをうまく利用するのも、これは先に下川町やいろんところでやっておりますけれども、木質バイオマスの関係については、これも総合戦略に入れるぐらい、これがここの町の先駆的な、ほかにも先駆者はいますけれども、先駆的なものであるとか、はたまたまたいつも言っている福祉の町であるのなら、老人ホームばかりでなくていろん福祉施設を集めてくるとか、また老人ホームだけでなくグループホームもつくるとか、何か具体的な目玉が映像として感じられるような、そんなものを町民は期待しているのです。新しい町長だから、なおさら新しい感覚でやってくれるのでないかと思うのですが、私は宮崎議員、星川議員の例をとって、その応援も含めて申し上げましたけれども、今の戦略事業の案の何が特色あるものかとして町長は出せるのか、特色ある事業としてはこれなのだ、それから先駆的な事業としてはこれなのだということを本当は示していただきたいと思うのです。その努力をしていただけませんか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的なところで総合戦略、先ほども申し上げましたように地域の人口減少の問題に対してそれを少しでも抑制し、地域の将来を強くするという視点に立って戦略を立てて、それに基づいた仕事を着実に成果を上げながら実施していくという、その枠組みということをしっかり取り組んでいくというのが基本にあるということであり、4つの基本目標を掲げてつくっていく、その中で働きたい、暮らしたい町として選ばれる中頓別町になっていくということが目指す姿としてうたわれていくのかなということで、まだ最終答申をいただいていませんけれども、基本的にこの考え方は議会の中でも説明され、ある程度ご理解いただけているというふうに伺っておりますので、その方向に向かっていくということだろうというふうに思います。私としては、この中にある基本的な考え方をしっかり踏まえて、具体的に取り組むべき事業を明確に持って進んでいきたいというふうに思っています。

確かに目先の問題として補正予算の交付金、28年度の交付金というのはありますけれども、ご承知のとおり地方創生といっても国全体で1,000億円とか、新型についても地方負担を除けば1,000億円程度の国費の支出になっているということでもあります。総合戦略を推進していく財源は、これに限らないと私は思っています。産業、農業や商工業を振興していくそのほかの補助制度、そういったものも含めて、できるだけ優れた財源を確保してこの総合戦略を進めていくという基本姿勢を持っていきたいというふうに思います。今ここでということにはなりませんけれども、新年度の予算策定に向けて町としてこの総合戦略に対してどういう具体的な事業を組み立てて進めていくのか、そのあたりを

しっかり構築をして、それらに関連する条例や、あるいは予算というものを3月に向けて上げていく、そういう努力をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問を終わりましたけれども、2014年度の地方創生先行型交付金が1,700億円でした。来年度2016年度、28年度の新型交付金は1,080億円というふうに言われています。今回の加速化交付金の1,000億円は、従来の交付金は地元負担、自治体負担がありました。しかし、これの1,000億円は全部国費でいいということになっているようですから、これは加速化交付金をうまく活用するような努力をしていただければと思うわけであります。

それでは、次に移りまして、副町長の配置について伺いたいと思います。副町長の未配置が長くなって、地方自治法違反の状態であるわけです。私は、前町長時代から、町長が職務に専念するため、そしてまた職員のためにも、一番困っている住民のためにも副町長を配置すべきと言ってきました。町長就任約8カ月になります。次の点について伺いたいと思います。私は、これは再質問も含めて提示したつもりでいますので、誠意ある回答をお願いしたいと思います。

まず、1つ目には、住民から副町長がいないことの問題性を指摘されたことはありませんかというところであります。

2つ目は、町長自身は、不在時なども含めて副町長の必要性は感じていないのでしょうか。

3つ目、第三セクターには課長職をもって取締役任に任じておりますけれども、町の意思と指導が十分果たされているのか、民間の取締役と同様に課長職の中できちっとした町の意見反映がされているのか、甚だ疑問に思いますので、その任は本来は副町長がいればその者になるべきものでないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

それと、最初にも申し上げましたけれども、もう既に8年間ですか、副町長不在があります。これは、明らかに地方自治法に反する状況であります。浜頓別町も置かなかつた副町長をことし置きました。これで、置いていないのは中頓別町だけなのです。置かない理由が人口のせいだなんていう話にはならないわけで、私は法令違反となる限界でないかと。ですから、置くのであれば早急に置くべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後に、これまでの質問で6月も9月も定例会ごとに副町長問題を出して、私だけでなくほかの議員からも出ております。町長は時期を定めて配置を考えるとしてきているわけですが、現在はどのように感じておりますか、お示しいただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 副町長の配置についてのご質問に答弁申し上げます。

副町長の配置につきましては、6月及び9月の定例会一般質問でもお答えしてきたとおり、置くべきとの基本的な考え方に立って、ご理解をいただけるよう議論を重ねてきた

いと考えているところでもあります。この基本的な考え方に立って5点の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、多いとは言えませんが、町民の皆さんからも副町長の配置についてのご意見をいただいています。問題性というより、副町長を配置して町長本来の仕事に専念して、地域の政策的な課題に取り組むべきというご意見が多いというふうに理解をしています。

2点目でありますけれども、不在時だけでなく、職員からの起案に対する事務処理や担当課に指示をした優先課題に対する取り組み状況や内容の確認など、大きな時間を費やすことになっています。本来であれば、もっと町内に出向いて町民の皆さんの声を聞かせていただいたり、国や道などに出向くなど情報収集や要望などの機会をつくっていくべきだというふうには感じているところでもあります。

3点目でありますけれども、中頓別振興公社についてはかつて副町長がいた時代においても課長職が取締役となっております。中頓別観光開発株式会社については、長く町長が社長を務めた後に課長職の対応となっているところでもあります。こちらについては、温泉の経営の困難性も高いことから、副町長が取締役となることについても考えられるのではないかというふうに思っております。

4点目でありますけれども、6月に2年以内をめどというふうにお答えをさせていただいたというふうに思っています。前町長の2期8年間を足して、この2年で副町長の不在の期間が10年となるということでありまして、少なくともこれを超えることがない、その時点で、副町長を配置するか、置かないための条例を制定するか、いずれかの対応をとるべきではないかというふうに考えているところでもあります。

最後、4点目の質問と重なりますけれども、基本的には今申し上げました就任から2年という時期を一つの期限としてこの問題の結論を得られるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町としてのコンプライアンスの問題だと思うのです。法令遵守という行政執行を行う役場があえて地方自治法に違反するような行為を長く続けているというのは、全く不適切であると言わざるを得ません。議員として置くななんていうことは言えないわけで、法令で置くことになっているわけですから、そうではなくて置けということは幾らでも言えるのです。それに答えられないようでは町長の能力も問われるわけで、4年任期の半分は置かないで済ませるなんていう、はっきり言ってこそくな考え方だと思うのです。少なくとも私なら、出足がこういうことであったから、1年は考えて、必要だと思ったら遠慮なく配置すべきだと思うのです。そのことが町長の行動力の拡大にもつながりますし、職員にとっても、町長が仮にいなくても副町長がいるといろんな事項で協議、決断することが可能になるわけですから、これは住民にとっても、町長にちょっと相談したくてとか要望したくてとかといったときに、町長がいなかったらすぐ帰らなければなら

ないのではなくて、それを受けとめる副町長がいたほうが私はいいと思っております。改めて聞きますけれども、町長の今の考え方では2年間置かないようなイメージに聞こえたのですけれども、それよりも早く置くことも含めて考えられるのかどうか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 副町長の問題に関しては、東海林議員は置くべきというお考えということでもありますけれども、置くべきでないというか、置く必要がないというご意見もこの間伺っているというふうに思います。私としては、この問題に関しては提案する際にはぜひ全ての議員がご同意いただけるような熟度を持って進めるのが望ましいという考え方があります。私個人としては、違うご意見の皆さんとこれまでの間深い議論に至っていないので、私自身もそういう議論をする機会をぜひつくっていきたいというふうに思いますけれども、議会の中でもその是非等についての意見が交わされる機会があるのであれば、ぜひそうしていただければありがたいなという思いがあります。端的に言えば、今全ての議員がそういう方向に向かって同じ考え方であるのであれば、何も2年を待つ必要はないというふうに思っています。先ほど言いましたように、2年というのは半分をとかということではなくて、不在期間が10年を超えるというのはやはりそのままというわけにはいかないだろうというところから設定した期限というふうにご理解をいただきたいと思えます。基本的には置きたいという考え方、置くべきであるという考え方に立っているということは前段申し上げたとおりでありまして、今後それらの議論を進めさせていただいた上で、そういう見通しが立ったときには速やかに対応を図るというふうにしたいと思えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問はいたしません。町長のただいまの答弁は、ある意味では積極性を感じましたので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時41分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎同意第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、氏名、石井進。

石井さんにつきましては再任でありまして、本業であります農業についても精励され、地域の皆さんの信頼を得ておられる方ということでありまして、固定資産評価審査委員として再任することが適任であるというふうに判断をいたしまして、同意案件としてご提案をさせていただいているところであります。ぜひ全会一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第4号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎議案第56号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第56号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第56号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第56号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月13日、中頓別町長、小林生吉。

65ページをお開きください。改正の要旨であります。改正の要旨、行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び地方税法の改正に伴い、関係する規定を改正するものであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う法人番号に係る字句の追加、町税の徴収猶予及び換価猶予の申請に関する経過措置、町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税並びに入湯税に関する経過措置について改正するとともに、その他条ずれ等の規定の整備を行うものであります。

なお、改正の本文が大変多いため、新旧対照表で説明をいたしたいと思っておりますので、30ページを開いていただきたいと思います。それでは、説明をさせていただきます。現行の第8条から第17条までを削除し、第8条に徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法に関する内容を5項にわたりまして新たに規定をするものであります。

31ページ、第9条では、徴収猶予の申請手続等に関する内容を8項にわたりまして規定をさせていただいております。

飛びまして、34ページ、第10条では、徴収猶予の取り消しに関する内容を2項にわたって新たに規定。

35ページであります。第11条では、職権による換価の猶予の手続等に関する内容を5項にわたって新たに規定をさせていただきました。

36ページ、第12条では、申請による換価の猶予の申請手続等の内容を12項にわたって新たに規定。

39ページになりますが、第13条では、担保を徴する必要がある場合の規定を定めるところであります。

第18条、公示送達は、法の表記や振り仮名の整理に関する規定を。

第33条、所得割の課税標準では、新たにただし書きを追加したところあります。

40ページであります。第36条の2、町民税の申告では、第9項に法人番号を追加し、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書では、第4項で法の条ずれによる改正を行ったところあります。

41ページ、第51条、町民税の減免では、第2項に新たに減免を受けるために申請書に個人番号または法人番号を記載する規定を追加し、従前の第1号及び第2号をそれぞれ1号ずつ繰り下げをしたところあります。

42ページ、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号、43ページ、同条第2項第1号、44ページ、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、45ページの第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、46ページ、第90条第2項第1号、47ページの第139条の3第2項第1号及び48ページの第149条第1項第1号まで、それぞれ各種申し出、申告書等に新たに記載する個人番号や法人番号に関する事項を追加規定したところあります。

49ページ、附則であります。49ページ、附則第4条第1項及び50ページの第7条の4第1項では、条ずれによる改正をしたところあります。

第10条の3第1項第1号、51ページの第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、52ページの第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、53ページの第8項第1号及び第9項第1号において、個人番号または法人番号に関する規定を追加規定したところがあります。

54ページの第16条の2、たばこ税の税率の特例の規定を削除しまして、第16条の3及び第16条の4をそれぞれ1条ずつ繰り上げし、第16条の2及び第16条の3とするものであります。

55ページ、第19条の6第1項、第3項から56ページ、第5項まで、それぞれ条ずれにより改正を行うものであります。

57ページ、附則であります。

施行期日、第1条、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置であります。第2条、この条例による改正後の中頓別町税条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条まで及び第13条、括弧書きは飛ばしまして、第13条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行日の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

第2項、新条例第11条及び第13条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

第3項、新条例第12条及び第13条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用する。

町民税に関する経過措置、第3条、新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

第3項、新条例第23条第2項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第4項、新条例第36条の2第9項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の

2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の中頓別町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置、第4条、新条例63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申告書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置、第5条、新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

町たばこ税に関する経過措置、第6条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用紙巻たばこ（以下この条において、「紙巻たばこ3級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第2項、次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

1号、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、1,000本につき2,925円。

2号、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、1,000本につき3,355円。

3号、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1,000本につき4,000円。

第3項、前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表内は説明を省きます。

第4項、平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等、括弧内は省略します。又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課せられることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第5項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに町長に提出しなければならない。

第6項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第7項、第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表内は説明を省きます。

第8項、卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者に還付する。この場合において、当該卸売販売業者が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第9項、平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たば

こ3級品、括弧内を省略して、を同日に小売販売業者が売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第10項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表の中は省略します。

第11項、平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品、括弧内は省略しますが、を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の標準課税は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

第12項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。表内は説明を省略します。

第13項、平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者として当該紙巻たばこ3級品、括弧内を省略して、を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

第14項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表内は省略します。

特別土地保有税に関する経過措置、第7条、新条例第139条の3第2項第1号の規定

は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

入湯税に関する経過措置、第8条、新条例第149条の規定は、施行日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第57号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第57号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、議案第57号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

66ページです。中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月13日提出、中頓別町長、小林生吉。

68ページをお開きください。改正の要旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号。以下「整備令」という。）により、申請書または届け書等の記載事項に個人番号の追加が必要となるため、改正をするものであります。

67ページです。中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本文を読み上げます。中頓別町介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則であります。この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第58号 南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第58号 南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約について、遠藤総務課長から内容についてご説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第58号 南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約について。

南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約を次のとおり制定する。

72ページ、改正の要旨であります。南宗谷消防組合庁舎の移転に伴う規約の変更を協議するため、本案を提出するものであります。

71ページ、本文、南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約。

南宗谷消防組合同規約の一部を次のように変更する。

第4条中「枝幸郡枝幸町本町705番地10」を「枝幸郡枝幸町新港町908番地4」に変更する。

附則、この規約は、平成28年3月9日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 南宗谷消防組合同規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時14分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員